

エネルギー憲章に関する条約

エネルギー憲章に関する条約

前文

この条約の締約国は、

千九百九十年十一月二十一日に署名された新たな欧州のためのパリ憲章を考慮し、

千九百九十一年十二月十七日にヘーグで署名された欧州エネルギー憲章に関するヘーグ会議の結論文書によつて採択された欧州エネルギー憲章を考慮し、

ヘーグ会議の結論文書のすべての署名国が、エネルギー憲章に関する条約及び議定書について誠実に交渉することにより、欧州エネルギー憲章の目的及び原則を追求すること並びに可能な限り速やかに相互の協力を実施し及び拡大することを約束したことを想起し、また、同憲章に含まれる約束を確実なかつ拘束力を有する国際的な法的基礎とすることを希望し、

欧州エネルギー憲章に定める原則を実施するために必要とされる構造的な枠組みを確立することを希望し、

エネルギー分野における投資及び貿易を自由化するための措置によって経済成長を促進するという欧州エネルギー憲章の提案する基本構想を実施することを希望し、

完全な内国民待遇及び最恵国待遇の付与を効果的に実施することを締約国が最も重視すること並びに投資を行うことについてこれらの待遇を与える約束を補足的な条約に従って実施することを確認し、

関税及び貿易に関する一般協定及びその関連文書並びにこの条約に定める国際貿易の漸進的な自由化という目的及び国際貿易における差別の回避という原則を考慮し、

エネルギー原料及びエネルギー産品並びに関連する機材、技術及びサービスの貿易に対する技術的、行政上その他の障害を漸進的に除去することを決意し、

関税及び貿易に関する一般協定の締約国でないこの条約の締約国であって、暫定的な貿易上の措置（自国の同協定への加盟を助けるものであり、そのための準備を妨げないもの）をとることに関心を有するものによる同協定への今後の加盟に留意し、

関税及び貿易に関する一般協定及びその関連文書の締約国でもあるこの条約の締約国の権利及び義務に留意し、

合併、独占、反競争的行為及び支配的地位の濫用に関する競争上の規則を考慮し、

核兵器の不拡散に関する条約、原子力供給国のための指針及び核不拡散に関するその他の国際的な義務及び了解を考慮し、

エネルギーの最も効率的な探査、生産、転換、貯蔵、輸送、分配及び利用の必要性を認め、

気候変動に関する国際連合枠組条約、国境を越えて長距離に及ぶ大気汚染に関する条約及びその議定書並びにエネルギーに関係を有する環境分野の他の国際協定を想起し、

環境を保護するための措置（エネルギー施設の廃止及び廃棄物の処理を含む。）を緊急にとる必要性並びに当該措置をとるための目標及び基準について国際的に緊急に合意する必要性が増大していることを認め、

次のとおり協定した。

第一部 定義及び目的

第一条 定義

この条約において、

- (1) 「憲章」とは、千九百九十一年十二月十七日にヘーグで署名された欧州エネルギー憲章に関するヘーグ会議の結論文書によって採択された欧州エネルギー憲章をいう。当該結論文書への署名は、憲章への署名とみなす。
- (2) 「締約国」とは、この条約に拘束されることに同意し、かつ、自己についてこの条約の効力が生じている国又は地域的な経済統合のための機関をいう。
- (3) 「地域的な経済統合のための機関」とは、国によって構成される機関であつて、この条約が規律する事項を含む特定の事項に関し当該国から権限（当該特定の事項に関して当該国に対して拘束力を有する決定を行う権限を含む。）の委譲を受けたものをいう。
- (4) 「エネルギー原料及びエネルギー産品」とは、関税協力理事会の統一システム及び欧州共同体の統合品目表に基づく品目であつて、附属書EMに掲げるものをいう。
- (5) 「エネルギー分野における経済活動」とは、エネルギー原料及びエネルギー産品（附属書NIに掲げるものを除く。）の探査、採掘、精製、生産、貯蔵、陸上運送、輸送、分配、貿易、マーケティング若しくは販売又は複数の施設への熱供給についての経済活動をいう。

(6) 「投資財産」とは、投資家によって直接又は間接に所有され又は支配されているすべての種類の資産をいい、次のものを含む。

(a) 有体財産及び無体財産、動産及び不動産並びに賃借権、抵当権、先取特権、質権等の財産権
(b) 会社若しくは企業、株式、出資その他の形態による会社若しくは企業の持分又は会社若しくは企業の債券及び他の負債

(c) 金銭債権及び経済的価値を有する契約に基づく給付の請求権であつて、投資財産に関連するもの

(d) 知的所有権

(e) 収益

(f) エネルギー分野における経済活動を行う権利であつて、法律若しくは契約又は法律に基づいて付与された免許及び許可によつて与えられたもの

投資された資産の形態の変更は、投資財産としての性質に影響を及ぼさない。「投資財産」には、すべての投資財産を含み、投資を行った投資家の属する締約国についてこの条約が効力を生ずる日及び自国の地域において投資が行われる締約国についてこの条約が効力を生ずる日のいずれか遅い日（以下「有効とな

る日」という。() に存在しているものであるか又は有効となる日の後に投資が行われるものであるかを問わない。もっとも、この条約は、有効となる日の後に当該投資に影響を及ぼす事項についてのみ適用する。

「投資財産」とは、エネルギー分野における経済活動に関連する投資財産及び締約国の地域内で行われる投資又は一連の投資であつて、当該締約国が「憲章対象事業」として指定し、かつ、その旨を事務局に通報したものに係る投資財産をいう。

(7) 「投資家」とは、次のものをいう。

(a) 締約国に関しては、次の(i)の自然人及び(ii)の組織

(i) 当該締約国の関係法令に従い、当該締約国の市民権若しくは国籍を有し又は当該締約国に永住している自然人

(ii) 当該締約国において関係法令に従って組織された会社その他の組織

(b) 「第三国」に関しては、自然人又は会社その他の組織であつて、締約国に関する(a)の条件に必要な変更を加えたものを満たすもの

(8) 「投資を行う」又は「投資を行うこと」とは、新たな投資財産を形成すること、既存の投資財産の全部若しくは一部を取得すること又は投資財産に係る活動の異なる分野に移ることをいう。

(9) 「収益」とは、投資財産から生じ又は投資財産に関連する価値（支払の形態を問わない。）をいい、特に、利益、配当、利子、資本利得、使用料、経営及び技術援助に係る手数料その他の手数料並びに現物による支払をいう。

(10) 「地域」とは、締約国である国に関しては、次のものをいう。

(a) 当該締約国の主権の下にある領域。領域には、領土、内水及び領海を含むことを了解する。

(b) 当該締約国が海洋に関する国際法に従って主権的権利及び管轄権を行使する海洋並びに海底及びその下

「地域」とは、締約国である地域的な経済統合のための機関に関しては、当該機関を設立する協定の規定に基づき当該機関の加盟国の地域をいう。

(11) (a) 「ガット」とは、「千九百四十七年のガット」若しくは「千九百九十四年のガット」又は適当な場合にはその双方をいう。

(b) 「千九百四十七年のガット」とは、国際連合貿易雇用会議準備委員会第二会期の終了の時に採択された最終議定書に附属する千九百四十七年十月三十日付けの関税及び貿易に関する一般協定がその後訂正され、改正され又は修正されたものをいう。

(c) 「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関を設立する協定附属書一 A に規定する関税及び貿易に関する一般協定がその後訂正され、改正され又は修正されたものをいう。

世界貿易機関を設立する協定の締約国は、千九百九十四年のガットの締約国とみなす。

(d) 「関連文書」とは、場合に応じ、次の(i)又は(ii)のものをいう。

(i) 千九百四十七年のガットの枠組みの下で作成された協定、取極その他の法的文書（決定、宣言及び了解を含む。）がその後訂正され、改正され又は修正されたもの

(ii) 世界貿易機関を設立する協定（附属書一（千九百九十四年のガットを除く。）、附属書二、附属書三及び附属書四を含む。）並びに同協定に関連する決定、宣言及び了解がその後訂正され、改正され又は修正されたもの

(12) 「知的所有権」には、著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許、集積回路の回路配置

並びに開示されていない情報の保護を含む。

(13) (a) 「エネルギー憲章に関する議定書」又は「議定書」とは、憲章会議が交渉を承認し、条約文を採択した条約であつて、この条約の対象とされている活動の特定分野又は憲章第三章に基づく協力の分野に關してこの条約の規定を補足し、拡大し又は拡充するために二以上の締約国が締結するものをいう。

(b) 「エネルギー憲章に関する宣言」又は「宣言」とは、憲章会議が交渉を承認し、宣言文を採択した拘束力を有しない文書であつて、この条約の規定を補足するために二以上の締約国が参加するものをいう。

(14) 「自由交換可能通貨」とは、国際的な外国為替市場で広範に取引され、かつ、国際取引上広範に使用されている通貨をいう。

第二条 条約の目的

この条約は、憲章の目的及び原則に従い、補完性及び相互の利益を基礎とし、エネルギー分野における長期の協力を促進するための法的枠組みを設定する。

第二部 通商

第三条 国際市場

締約国は、エネルギー原料及びエネルギー製品について、商業的条件による国際市場への進出を促進するよう及び開放されたかつ競争的な市場を全般的に発展させるよう努力する。

第四条 ガット及び関連文書からの逸脱の禁止

この条約のいかなる規定も、ガットの締約国である特定の締約国の間において、当該締約国間に適用されているガット及び関連文書の規定を害するものではない。

第五条 貿易関連投資措置

(1) 締約国は、ガット第三条又は第十一条の規定に反する貿易関連投資措置をとってはならない。ただし、この(1)の規定は、ガット及び関連文書並びにこの条約の第二十九条の規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

(2) (1)に規定する措置には、国内法令若しくは行政上の決定に基づく義務的な若しくは執行可能な投資措置又は利益を得るために従うことが必要な投資措置であつて、次に掲げるものを含む。

(a) 国内原産の産品又は国内供給源からの産品の企業による購入又は使用を要求するもの。特定の産品、

産品の数量若しくは価額又は当該企業により国内で生産される産品の数量若しくは価額に対する比率のいずれを定めているかを問わない。

(b) 輸入産品の企業による購入又は使用を当該企業により国内で生産される産品で輸出されるものの数量又は価額に関連する量に制限することを要求するもの

(c) 企業の国内生産に使用される産品又は当該国内生産に関連する産品の当該企業による輸入を一般的に制限するか又は当該企業により国内で生産される産品で輸出されるものの数量若しくは価額に関連する量に制限するもの

(d) 企業が利用することのできる外国為替を当該企業に帰せられる外国為替の流入に関連する量に制限することにより、当該企業の国内生産に使用される産品又は当該国内生産に関連する産品の当該企業による輸入を制限するもの

(e) 産品の企業による輸出又は輸出のための販売を制限するもの。特定の産品、産品の数量若しくは価額又は当該企業により国内で生産される産品の数量若しくは価額に対する比率のいずれを定めているかを問わない。

- (3) (1)の規定は、輸出促進、対外援助、政府調達又は特惠的な関税若しくは割当てに関する制度の対象とするための条件として締約国が(2)(a)及び(c)に規定する貿易関連投資措置をとることを妨げるものと解してはならない。
- (4) (1)の規定にかかわらず、締約国は、附属書TRMの通報及び段階的撤廃に関する規定に従うことを条件として、この条約に署名する日の百八十日前まで実施していた貿易関連投資措置を一時的に維持することができる。

第六条 競争

- (1) 締約国は、エネルギー分野における経済活動に関し、市場の歪曲^{わい}及び競争における障害を緩和するよう努力する。
- (2) 締約国は、その管轄の下において、エネルギー分野における経済活動に関し、単独及び共同の反競争的行為に対処するために必要かつ適当な法令を有し及びこれを実施することを確保する。
- (3) 競争に関する規則の適用について経験を有する締約国は、他の締約国に対し、要請に応じ、かつ、現に有する能力の範囲内で、競争に関する規則の作成及び実施に関する技術援助を行うことについて十分な考

慮を払う。

(4) 締約国は、協議及び情報交換により、競争に関する規則の実施について協力することができる。

(5) 締約国は、他の締約国の地域において行われた特定の反競争的行為がこの条に定める目的に係する重要な利益に悪影響を及ぼしていると認める場合には、その旨を当該他の締約国に通報することができるものとし、また、当該他の締約国の競争当局が適当な執行措置をとるよう要請することができる。通報を行う締約国は、通報を受けた締約国が当該通報の対象である反競争的行為を識別するための十分な情報並びに自国が提供することができる追加の情報及び協力についての申出を当該通報に含める。通報を受けた締約国又は場合に応じ関係する競争当局は、通報を行った締約国の競争当局と協議することができるものとし、また、当該通報において反競争的行為であると申し立てられた行為について執行措置をとるかとないかを決定するに当たり、当該通報を行った締約国の要請に十分な考慮を払う。通報を受けた締約国は、自国の又は関係する競争当局の決定を通報を行った締約国に通報するものとし、また、希望する場合には、当該通報を行った締約国に当該決定の根拠を通報することができる。通報を受けた締約国は、執行措置をとる場合には、通報を行った締約国に対し、当該措置の結果を通報し、及び可能な範囲内でその重要

な進展についての中間報告を行う。

(6) この条のいかなる規定も、締約国に対し、情報、機密又は商業上の秘密の開示に関する自国の法令に反して情報の提供を求めるものではない。

(7) この条約において、この条の規定の実施又は解釈に関して生ずる紛争を解決するための手段は、この条の(5)及び第二十七条(1)に定める手続のみとする。

第七条 通過

(1) 締約国は、エネルギー原料及びエネルギー製品の通過を促進するために必要な措置をとる。当該措置をとるに当たっては、通過の自由の原則に沿うものとし、また、当該エネルギー原料及びエネルギー製品について、出発地、仕向地若しくは所有による差別又は当該差別に基づく価格上の差別を設けてはならず、不合理に遅延させてはならず、また、不合理な制限又は課徴金を課してはならない。

(2) 締約国は、関係する団体が次のことについて協力するよう奨励する。

- (a) エネルギー原料及びエネルギー製品の通過に必要なエネルギー輸送設備の近代化
- (b) 二以上の締約国の地域の利益となるエネルギー輸送設備の開発及び運用

- (c) エネルギー原料及びエネルギー製品の供給が中断した場合の影響を緩和するための措置
- (d) エネルギー輸送設備間相互の連結の促進
- (3) 締約国は、現行の国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、エネルギー原料及びエネルギー製品の輸送並びにエネルギー輸送設備の使用に関する国内法令上、通過中のエネルギー原料及びエネルギー製品について、自国の地域から出発し又は自国の地域に仕向けられる同種のエネルギー原料及びエネルギー産品よりも不利でないように取り扱うことを約束する。
- (4) エネルギー原料及びエネルギー産品をエネルギー輸送設備によって商業的条件で通過させることができなない場合には、締約国は、(1)の規定に適合する関係法令に別段の定めがあるときを除くほか、新たな設備の設置について障害を設けてはならない。
- (5) エネルギー原料及びエネルギー産品が自国の地域を通過する締約国は、関係する他の締約国に対し、次の(a)又は(b)に規定することを行うことが自国のエネルギー体系の安定性又は効率（供給の安定性を含む。）を損なうことを示す場合には、これらのことを行う義務を負わない。
- (a) エネルギー輸送設備の建設又は改修を許可すること。

- (b) 既存のエネルギー輸送設備による新規の又は追加的な通過を許可すること。
- 締約国は、(6)及び(7)の規定に従い、エネルギー原料及びエネルギー製品の既存の流れであつて、他の締約国の地域へのもの、他の締約国の地域からのもの又は他の締約国の地域の間のを維持することを確保する。
- (6) エネルギー原料及びエネルギー製品が自国の地域を通過する締約国は、その通過に係る事項について紛争が生じた場合には、(7)に定める紛争解決手続が終了する前に、エネルギー原料又はエネルギー製品の既存の流れを中断し若しくは減少させてはならず、自国の管理の下にある団体が当該流れを中断し若しくは減少させることを許可してはならず又は自国の管轄の下にある団体に対し、当該流れを中断し若しくは減少させることを要求してはならない。ただし、このような中断又は減少が当該通過を規律する契約その他合意において明示的に規定され又は調停人の決定に従つて許可される場合は、この限りでない。
- (7) (6)に規定する紛争については、次の規定を適用する。ただし、紛争当事者である締約国の間又は(6)に規定する団体と紛争当事者である他の締約国の団体との間においてあらかじめ合意された関連する契約上又は他の紛争解決における救済手段をすべて尽くすことを条件とする。

(a) 紛争当事者である締約国は、紛争事項の概要を通報することにより、当該紛争を事務局長に付託することができる。事務局長は、その付託をすべての締約国に通報する。

(b) 事務局長は、(a)に規定する通報の受領の後三十日以内に、紛争当事者及び関係する他の締約国と協議の上、調停人を任命する。この調停人は、紛争の対象となる事項について経験を有する者であり、かつ、紛争当事者である締約国又は関係する他の締約国の国民又は市民ではなく、並びに当該締約国及び当該他の締約国に永住していない者とする。

(c) 調停人は、紛争当事者間で紛争解決の合意又は紛争解決のための手続に関する合意が得られるよう努力する。調停人は、その任命の後九十日以内にこれらの合意が得られない場合には、紛争の解決策又は紛争解決のための手続を勧告するものとし、また、自己の定めた日から紛争が解決されるまでの間に通過に関して遵守すべき暫定的な料金及び他の条件を決定する。

(d) 締約国は、調停人の決定の後十二箇月後の日又は紛争が解決された日のいずれか早い日まで、料金及び条件に関する(c)に規定する暫定的な決定を遵守すること及び自国の管理又は管轄の下にある団体に当該決定を遵守させることを確保することを約束する。

- (e) 事務局長は、(b)の規定にかかわらず、紛争が既に(a)から(d)までに定める紛争解決手続の対象となっており又は対象となっていた通過に関するものであると判断し、かつ、当該手続によって当該紛争が解決されていない場合には、調停人の任命を行わないことを選択することができる。
- (f) 憲章会議は、調停の実施及び調停人の報酬に関する標準的な規則を採択する。
- (8) この条のいかなる規定も、海底電線及び海底パイプラインに関する規則を含む国際法（国際慣習法又は現行の二国間若しくは多数国間の協定を含む。）に基づき有する締約国の権利を害し及び当該国際法に基づき負う締約国の義務を免れさせるものではない。
- (9) この条の規定は、通過のために使用される特定の種類のエネルギー輸送設備を有しない締約国に対し、当該種類のエネルギー輸送設備についてこの条の規定に基づく措置をとる義務を負わせるものであると解してはならない。ただし、当該締約国は、(4)の規定に従う義務を負う。
- (10) この条の規定の適用上、
 - (a) 「通過」とは、次のいずれかをいう。
 - (i) 他国の地域から出発して第三国の地域に仕向けられるエネルギー原料及びエネルギー製品の輸送で

あつて、締約国の地域を通過するもの又は積込み若しくは積卸しのため締約国の地域内の港湾施設に仕向けられるもの若しくは当該施設から出発するもの。ただし、当該他国又は当該第三国のいずれか一方が締約国である場合に限る。

(ii) 他の締約国の地域から出発して当該他の締約国の地域に仕向けられるエネルギー原料及びエネルギー製品の輸送であつて締約国の地域を通過するもの。ただし、関係する二の締約国が別段の決定を行い、附属書Nに共同で登録することによつて当該決定を記載している場合を除く。当該二の締約国は、書面による共同の通告を事務局に送付することによつて同附属書からその記載を削除することができる。事務局は、当該通告を他のすべての締約国に送付する。その削除は、当該通告の後四週間で効力を生ずる。

(b) 「エネルギー輸送設備」は、高压ガス輸送パイプライン、高压送電網、高压送電線、原油輸送パイプライン、石炭スラリーパイプライン、石油製品パイプライン並びにエネルギー原料及びエネルギー産品を特に取り扱つたためのその他の固定の設備から成る。

第八条 技術の移転

(1) 締約国は、エネルギー原料及びエネルギー製品の効率的な貿易を支援し、並びに投資財産に係る支援を行い、並びに憲章の目的を実施するため、自国の法令に従うこと及び知的所有権を保護することを条件として、商業的なかつ無差別の原則に基づいてエネルギーに関する技術の取得の機会の提供及び当該技術の移転を促進することを合意する。

(2) このため、締約国は、(1)の規定を実施するために必要な限りにおいて、エネルギー原料及びエネルギー産品並びに関連する機材及びサービスの分野における技術の移転に対する既存の障害を撤廃するものとし、また、当該移転に対する新たな障害を設けてはならない。ただし、核不拡散その他の国際的な義務に従うものとする。

第九条 資本を利用する機会

(1) 締約国は、エネルギー原料及びエネルギー産品の貿易のために資金供与を行うための資本の交流を促進するに当たり、また、他の締約国（特に、移行経済締約国）の地域においてエネルギー分野における経済活動について投資を行い及び当該経済活動における投資財産に関して支援を行うため、資本市場が開放されていることが重要であることを認める。したがって、締約国は、他の締約国の会社又は国民に対し、エ

エネルギー原料及びエネルギー製品の貿易のための資金供与並びに当該他の締約国の地域におけるエネルギー分野における経済活動に関する投資財産のため、同様の状況にある自国の会社若しくは国民又は他の締約国若しくは第三国の会社若しくは国民に与える条件のうち最も有利なものよりも不利でない条件で自国の資本市場を利用する機会を与えることを促進するよう努力する。

(2) 締約国は、貿易又は対外投資を促進するため、公的な貸付け、贈与、保証又は保険を利用する機会を与える制度を採用し又は維持することができる。締約国は、他の締約国のエネルギー分野における経済活動に関する投資財産又は他の締約国との間におけるエネルギー原料及びエネルギー製品の貿易のための資金供与のため、当該制度の目的、制約及び基準（当該制度に基づく便益の申請者の業務の場所又は当該便益を利用して提供される物品若しくはサービスの提供の場所に係るものを含む。）に従い、当該便益を利用可能なものとする。

(3) 締約国は、自国の経済の安定性及び投資環境を改善するためエネルギー分野における経済活動に関する計画を実施するに当たり、適当な場合には、関係する国際金融機関の業務を奨励し及び当該機関が有する専門的知識を利用するよう努力する。

- (4) この条の規定は、次のことを妨げるものではない。
- (a) 金融機関が市場原理及び信用秩序の維持のための考慮に基づいて通常の様態で貸付け又は引受けを行うこと。
- (b) 締約国が次の措置をとること。
- (i) 信用秩序の維持のための措置（投資家、消費者、預金者、保険契約者又は信託上の義務を金融サービス提供者が負う者の保護を含む。）
- (ii) 金融体系及び資本市場の健全性及び安定性を確保するための措置

第三部 投資の促進及び保護

第十条 投資の促進、保護及び待遇

- (1) 締約国は、この条約に従い、自国の地域内において他の締約国の投資家が投資を行うための安定した、衡平な、良好なかつ透明性のある条件を醸成する。この条件には、他の締約国の投資家の投資財産に対し、常に公正かつ衡平な待遇を与えるという約束を含む。また、この投資財産は、不断の保護及び保障を享受するものとし、締約国は、不当な又は差別的な措置により、この投資財産の経営、維持、使用、享受

及び処分をいかなる意味においても阻害してはならない。この投資財産は、いかなる場合にも、国際法が要求する待遇（条約上の義務によるものを含む。）よりも不利でない待遇を与えられる。締約国は、他の締約国の投資家又は他の締約国の投資家の投資財産との間の契約上の義務を遵守する。

(2) 締約国は、自国の地域において投資を行うことに関し、(3)に規定する待遇を他の締約国の投資家に与えるよう努力する。

(3) この条の規定の適用上、「(3)に規定する待遇」とは、締約国が与える待遇であつて、当該締約国が自国の投資家又は他の締約国若しくは第三国の投資家に与えるものうち最も有利なものよりも不利でないものをいう。

(4) 補足的な条約は、当該条約に定める条件に従い、当該条約の締約国に対し、自国の地域において投資を行うことに関し、(3)に規定する待遇を当該条約の他の締約国の投資家に与えることを義務付ける。当該条約は、この条約に署名し又は加入した国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放される。当該条約のための交渉は、千九百九十八年一月一日までに終了させるため、千九百九十五年一月一日までに開始する。

- (5) 締約国は、自国の地域において投資を行うことに関し、次のことを行うよう努力する。
- (a) (3)に規定する待遇に対する例外を最小限度のものとすること。
- (b) 他の締約国の投資家に影響を与える既存の制限を漸進的に除去すること。
- (6) (a) 締約国は、事務局を通じて、自国の地域において投資を行うことに関し、(3)に規定する待遇について新たな例外を導入しない意思を有する旨を憲章会議に対していつでも自発的に宣言することができる。
- (b) 締約国は、さらに、自国の地域においてエネルギー分野における経済活動の全部又は一部に投資を行うことに関し、(3)に規定する待遇を他の締約国の投資家に与えることをいつでも自発的に約束することができる。その約束は、事務局に通報され及び附属書V Cに登録されるものとし、この条約の下で拘束力を有する。
- (7) 締約国は、自国の地域における他の締約国の投資家の投資財産及び当該投資財産に関連する活動（特に、当該投資財産の経営、維持、使用、享受又は処分）に対し、当該締約国が自国の投資家又は他の締約国若しくは第三国の投資家の投資財産及び当該投資財産に関連する活動（特に、当該投資財産の経営、維持、使用、享受又は処分）に対して与える待遇のうち最も有利なものよりも不利でないものを与える。

(8) エネルギー分野の技術の研究開発を目的として締約国が補助金その他の資金援助を提供し又は契約を締結する制度に関して(7)の規定を適用する方法については、(4)に規定する補足的な条約において定める。締約国は、事務局を通じて、この(8)に規定する制度を適用する方法について憲章会議に常時通報する。

(9) この条約に署名し又は加入する国又は地域的な経済統合のための機関は、この条約に署名し又は加入書を寄託する日に、次のいずれかに関係するすべての法令その他の措置を要約した報告書を事務局に提出する。

(a) (2)の規定に対する例外

(b) (8)に規定する制度

締約国は、事務局に対して修正を速やかに提出することにより、自国の報告書を常時最新のものとする。憲章会議は、これらの報告書を定期的に検討する。

(a)の規定に関し、当該報告書は、エネルギー分野のうち、締約国が(3)に規定する待遇を他の締約国の投資家に与える部分を指定することができる。

(b)の規定に関し、憲章会議は、当該制度が競争及び投資財産に及ぼす影響を検討することができる。

- (10) この条の他の規定にかかわらず、(3)に規定する待遇及び(7)に規定する待遇は、知的所有権の保護については、適用しない。知的所有権の保護に関する待遇は、知的所有権の保護に関し適用のある国際協定であつてこの条約の各締約国が締約国であるものの関連規定に定めるところによる。
- (11) 第二十六条の規定の適用上、締約国は、他の締約国の投資家の既存の投資財産について第五条(1)及び(2)に規定する貿易関連投資措置をとる場合には、同条(3)及び(4)の規定を適用することを条件として、この部に基づく義務に違反したものとみなす。
- (12) 締約国は、投資財産、投資に関する合意及び投資の許可に関し、自国の国内法令が請求権の主張及び権利の行使のための効果的な手段を定めることを確保する。

第十一条 重要職員

- (1) 締約国は、他の締約国の投資家及び当該投資家又はその投資財産によつて雇用された重要職員が、関連する投資財産の形成、発展、経営、維持、使用、享受又は処分に関する活動（助言又は重要な技術上の役務の提供を含む。）を行うために自国の地域に入国し及び一時的に滞在することを要請する場合には、自
然人の入国、滞在及び就労に関する自国の法令に従い、その要請を誠実に検討する。

(2) 締約国は、自国の地域において投資財産を有している他の締約国の投資家及び当該投資家の投資財産に対し、自己が選んだ重要職員を雇用することを当該重要職員の国籍又は市民権のいかんを問わず許可する。ただし、当該重要職員が既に当該締約国の地域に入国すること、滞在すること及び当該地域において就労することを許可されており、かつ、その雇用が当該重要職員に与えられた許可の条件及び期限に適合していることを条件とする。

第十二条 損失の補償

(1) 次条の規定が適用される場合を除くほか、締約国の投資家であつて、他の締約国の地域における戦争その他の武力紛争、国家緊急事態、国内争乱その他これらに類する事態によつて当該地域における投資財産について損失を被つたものは、原状回復、損害賠償、補償その他の解決に関し、当該他の締約国が当該投資家以外の投資家（当該他の締約国の投資家、当該他の締約国以外の締約国の投資家又は第三国の投資家のいずれであるかを問わない。）に与える待遇のうち最も有利なものを当該他の締約国から与えられる。

(2) (1)の規定を害することなく、締約国の投資家であつて他の締約国の地域において(1)に規定するいずれかの事態において次に掲げる行為により損失を被つたものは、いずれの場合においても、迅速、適当かつ効

果的な原状回復、損害賠償又は補償が与えられる。

- (a) 当該他の締約国の軍隊又は当局による投資財産の全部又は一部の徴発
- (b) 当該他の締約国の軍隊又は当局による投資財産の全部又は一部の破壊であつて当該事態において必要とはされなかつたもの

第十三条 収用

(1) 締約国の投資家その他の締約国の地域における投資財産は、国有化され、収用され、又は国有化若しくは収用と同等の効果を有する措置（以下「収用」という。）の対象としてはならない。ただし、収用が次のすべての条件を満たすものである場合は、この限りでない。

- (a) 公共の利益を目的とするものであること。
- (b) 差別的なものでないこと。
- (c) 正当な法の手続に従つて行われるものであること。
- (d) 迅速、適当かつ効果的な補償の支払を伴うものであること。

補償の額は、収用される投資財産の公正な市場価格であつて、収用が行われた時又は投資財産の価格が影

響を受けるような方法で差し迫った収用が公表された時の直前の時（以下「評価日」という。）におけるものをいう。

公正な市場価格は、投資家からの要請がある場合には、評価日における自由交換可能通貨の市場における為替相場に基づいて当該通貨をもって表示する。補償には、市場において決定される商業的な利率による利子（収用が行われた日から支払の日までのもの）を含む。

(2) 影響を受けた投資家は、収用を行った締約国の法令に従い、当該締約国の司法当局その他の権限のあるかつ独立の当局により、自己の事案、自己の投資財産の評価及び補償の支払に関し、(1)に規定される原則によって迅速な審査を受ける権利を有する。

(3) 収用には、締約国が、自国の地域における企業又は会社の資産であって他の締約国の投資家の投資財産を含む（当該他の締約国の投資家が株式を所有している場合を含む。）ものを収用することを含むことが確認される。

第十四条 投資財産に関連する移転

(1) 締約国は、自国の地域における他の締約国の投資家の投資財産に関し、当該投資財産の自国の地域外又

は地域内への移転の自由を保証する。その移転には、次のものの移転を含む。

- (a) 当初の資本並びに投資財産の維持及び発展のための追加の資本
- (b) 収益
- (c) 契約に基づく支払（貸付契約に基づく元金の返済及び利子の支払を含む。）
- (d) 当該投資財産に関連して国外で雇用した職員の所得その他の報酬であって使用されていないもの
- (e) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入
- (f) 紛争の解決から生ずる支払
- (g) 前二条の規定に基づく損害賠償又は補償の支払
- (2) (1)に規定する移転は、遅滞なく行われるものとし、かつ、現物としての収益である場合を除くほか、自由交換可能通貨によって行われる。

(3) 移転は、移転される通貨の直物取引の市場における為替相場（当該移転の日のもの）によって行われる。外国為替市場が存在しない場合には、換算率は、国内の投資に適用される最新の換算率又は通貨を特別引出権に換算する際の最新の換算率のうち投資家にとって一層有利なものを用いる。

- (4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、締約国は、自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用することにより、債権者の権利を保護し又は証券の発行、交換及び取引に関する法令の遵守並びに民事裁判、行政裁判及び刑事裁判の判決の執行を確保することができる。
- (5) (2)の規定にかかわらず、旧ソヴィエト社会主義共和国連邦の一部を構成していた国である締約国は、当該締約国の間で締結する協定において、当該締約国の通貨によって支払手段の移転を行うことを定めることができる。ただし、当該協定上、当該締約国の地域における他の締約国の投資家の投資財産を当該協定を締結した締約国の投資家の投資財産又は第三国の投資家の投資財産よりも不利に取り扱ってはならない。
- (6) (1)(b)の規定にかかわらず、締約国は、第二十九条(2)(a)又はガット及び関連文書の規定に基づき現物としての収益である製品の輸出又は輸出のための販売を制限し又は禁止することが認められる場合には、現物としての収益の移転を制限することができる。もっとも、締約国は、現物としての収益の移転であつて、自国と他の締約国の投資家又はその投資財産との間における投資に関する合意、投資の許可又は他の書面による合意において認め又は定めるものを許可する。

第十五条 代位

(1) 締約国又はその指定する機関（この条において「てん補をする者」という。）が、他の締約国（この条において「投資受入国」という。）の地域における投資家（この条において「てん補を受ける者」という。）の投資財産に関して、損害のてん補に係る契約又は保証契約に基づいて支払を行う場合には、投資受入国は、次のことを認める。

(a) 当該投資財産に対するすべての権利及び請求権がてん補をする者に譲渡されること。

(b) 代位により、てん補をする者が当該投資財産に対するすべての権利を行使し及び当該投資財産に対して請求を行う権利を有すること。

(2) てん補をする者は、いかなる状況の下においても、次に掲げる待遇又は支払について、てん補を受ける者がこの条約に基づき関係する投資財産に関して受ける待遇又は支払と同一のものを受ける権利を有する。

(a) (1)に規定する譲渡によって取得した権利及び請求権に関する待遇

(b) (a)に規定する権利及び請求権に基づく支払

(3) 締約国は、第二十六条に定める手続において、抗弁、反対請求若しくは相殺の権利として、又はその他の理由により、申し立てられた損害の全部又は一部に対するてん補その他の補償が保険契約又は保証契約に基づいて既に支払われた又は将来支払われる旨を主張してはならない。

第十六条 他の協定との関係

二以上の締約国が既に国際協定を締結しており又は将来国際協定を締結する場合において、当該協定の規定がこの部又は第五部の規定の対象である事項に関係を有するときは、

(1) 他の協定の規定が投資家又は投資財産にとって一層有利である場合には、この部又は第五部のいかなる規定も、当該他の協定の規定又はそれに関する紛争の解決のための権利であって当該他の協定に基づくものを害するものと解してはならない。

(2) この部又は第五部の規定が投資家又は投資財産にとって一層有利である場合には、他の協定のいかなる規定も、この部又は第五部の規定又はこれらに関する紛争の解決のための権利であってこの条約に基づくものを害するものと解してはならない。

第十七条 特定の状態におけるこの部の規定の不適用

締約国は、次のものに対してこの部の規定に基づく利益を否定する権利を留保する。

(1) 第三国の国民が所有し又は支配する法人であつて、当該法人が組織される締約国の地域において実質的な事業活動を行っていないもの

(2) 第三国の投資家の投資財産であつて、否定する締約国が次の条件のいずれかを満たすものであることを立証するもの

(a) 当該否定する締約国と当該第三国との間に外交関係がないこと。

(b) 当該否定する締約国が当該第三国について次の措置を採用し又は維持していること。

(i) 当該第三国の投資家との取引を禁止する措置

(ii) この部に規定する利益を当該第三国の投資家又はその投資財産に与える場合には侵害され又は回避されることとなる措置

第四部 雑則

第十八条 エネルギー資源に対する主権

(1) 締約国は、エネルギー資源に対する国の主権及び主権的権利を認める。締約国は、これらの主権及び主

権的権利が国際法の規則に従って、かつ、これを条件として行使されなければならないことを再確認する。

(2) この条約は、エネルギー資源へのアクセス並びに商業的な原則に基づく当該資源の探査及び開発を促進するという目的に影響を及ぼす場合を除くほか、エネルギー資源の所有に関する制度を規律する締約国の規則を何ら害するものではない。

(3) 各国は、特に次の権利を引き続き有する。

自国のエネルギー資源の探査及び開発のために利用可能な地理的区域を自国の地域において決定する

権利

自国のエネルギー資源を回収する最適な方法及び当該資源を枯渇させ又は開発する速度を決定する権

利

探査及び開発に基づいて支払われる租税、使用料その他の支払金について定め及びこれらを受領する

権利

自国の地域におけるエネルギー資源の探査、開発及び再利用を環境上及び安全上の側面から規制する

権利

自国のエネルギー資源の探査及び開発に参加する権利（特に、政府の直接的な参加により又は国家企業を通じて参加する権利）

- (4) 締約国は、特に、公表された基準に基づいた差別的でない方法によってエネルギー資源の探査、開発又は採掘に係る許可、免許、特許及び契約を割り当てることにより、エネルギー資源へのアクセスを容易にすることを約束する。

第十九条 環境上の側面

- (1) 締約国は、持続可能な開発を達成するに当たり、自国が締約国である環境に関する国際協定に基づく自国の義務を考慮して、自国の地域におけるエネルギー・サイクルにおけるすべての活動から生ずる有害な環境上の影響（自国の地域内で生ずるものであるか自国の地域外で生ずるものであるかを問わない。）を経済上効率的な方法で安全性に適切な考慮を払いつつ最小にするよう努力する。この点に関し、締約国は、費用対効果の大きい方法で行動する。締約国は、自国の政策及び措置において、環境の悪化を防止し又は最小にするための予防措置をとるよう努力する。締約国は、公共の利益に妥当な考慮を払いつつ、ま

た、エネルギー・サイクルにおける投資財産又は国際貿易を歪めることなく、自国の地域における汚染者が、原則として、汚染（国境を越えるものを含む。）に係る費用を負担すべきことに合意する。このため、締約国は、次のことを行う。

(a) 自国のエネルギー政策の作成及び実施を通じて環境に考慮を払うこと。
(b) エネルギー・サイクルの全体にわたり、市場指向型の価格の形成並びに環境上の費用及び利益の価格への一層十分な反映を促進すること。

(c) 第三十四条(4)の規定に留意しつつ、締約国間において悪影響及びその除去のための費用に相違があることを考慮して、憲章の環境上の目的を達成するための協力及びエネルギー・サイクルに関する国際的な環境基準の分野における協力を奨励すること。

(d) エネルギー効率の向上、再生可能なエネルギー資源の開発及び利用、一層清浄な燃料の使用の促進並びに汚染を軽減する技術及び技術的手段の採用に特別な考慮を払うこと。

(e) 環境上適正かつ経済上効率的なエネルギー政策に関する情報並びに費用対効果の大きい慣行及び技術に関する情報を収集し、かつ、これらの情報を締約国間で共有することを促進すること。

- (f) エネルギー体系が及ぼす環境上の影響、その体系による望ましくない環境上の影響の防止又は除去に関する範囲及び防止又は除去のための種々の措置に係る費用に関する啓発を促進すること。
- (g) エネルギー効率が高かつ環境上適正な技術、慣行及び方法であつてエネルギー・サイクルのあらゆる側面における有害な環境上の影響を経済上効率的な方法で最小にするものの研究、開発及び利用を促進し並びにこれらについて協力すること。
- (h) この(1)に規定する技術の移転及び普及のための良好な環境であつて知的所有権の十分かつ有効な保護に適合したものを整備すること。
- (i) エネルギーに関係する投資計画であつて環境上重要なものが及ぼす環境上の影響を当該計画の早い段階において決定に先立ち透明性をもって評価し及びその後も当該影響を監視することを促進すること。
- (j) 締約国による関係する環境計画及び基準並びに当該環境計画及び基準の実施について、国際的に意識を向上させ及び情報交換を促進すること。
- (k) 要請に応じ、かつ、利用可能な手段の範囲内で、締約国の適当な環境計画の作成及び実施に参加する

(2) この条の規定の適用又は解釈に関する紛争は、一又は二以上の締約国から要請がある場合には、当該紛争を審議するための制度が他の適当な国際的な場に存在しない限りにおいて、憲章会議が解決のために検討する。

(3) この条の規定の適用上、

(a) 「エネルギー・サイクル」とは、エネルギーに関する一連の活動の全体をいい、各種のエネルギーの探査、生産、転換、貯蔵、輸送、分配及び消費に関連する活動、廃棄物の処理及び処分並びにこれらの活動の停止又は終了であつて有害な環境上の影響を最小にとどめるためのものを含む。

(b) 「環境上の影響」とは、ある一定の活動が環境（人の健康及び安全、動植物、土壌、空気、水、気候、景観並びに歴史的建造物その他の物理的構造物又はこれらの要素の間の相互作用を含む。）に及ぼすあらゆる影響をいう。「環境上の影響」には、これらの要素の変化が文化遺産又は社会経済状況に及ぼす影響を含む。

(c) 「エネルギー効率の向上」とは、生産に必要なエネルギーの量を減少させる一方で、生産における質又は性能を低下させることなく物品又はサービスの同一単位の生産を維持するように行動することをい

う。

(d) 「費用対効果の大きい」とは、一定の目的を最小の費用によって達成すること又は一定の費用によって最大限の利益をもたらすことをいう。

第二十条 透明性

(1) 法令、司法上の決定及び一般に適用する行政上の決定であつてエネルギー原料及びエネルギー製品の貿易に影響を及ぼすものは、第二十九条(2)(a)の規定に基づき、ガット及び関係する関連文書の透明性に関する規律の対象となる措置に含まれる。

(2) 締約国が実施する法令、司法上の決定及び一般に適用する行政上の決定並びに締約国の間で効力を有する協定であつて、(1)に規定する事項以外の事項（この条約の適用を受けるもの）に影響を及ぼすものも、締約国及び投資家が知ることのできるような方法によつて速やかに公表する。この(2)の規定は、締約国に対し、法令の実施を妨げる等公共の利益に反し又は投資家の正当な商業上の利益を害することとなるような秘密の情報の開示を要求するものではない。

(3) 締約国は、(1)及び(2)に規定する法令並びに司法上及び行政上の決定に関する情報提供を要請することが

できる一又は二以上の照会所を指定し、その指定について速やかに事務局に通報する。事務局は、当該指定に関する情報を要請に応じて提供する。

第二十一条 課税

(1) この条に定める場合を除くほか、この条約のいかなる規定も、締約国の課税措置について権利を創設し又は義務を課するものではない。この条の規定とこの条約の他の規定とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、この条の規定が優先する。

(2) 第七条(3)の規定は、所得又は資産に対する課税措置以外の課税措置について適用する。ただし、次のものについては、適用しない。

(a) (7)(a)(ii)に規定する条約、協定又は取極の租税に関する規定に基づいて締約国が与える利益

(b) 租税の効果的な徴収を確保することを目的とする課税措置。もつとも、締約国の当該措置が他の締約国の地域から出発し又は当該地域に仕向けられるエネルギー原料及びエネルギー産品について恣意的な差別をし又は第七条(3)の規定に基づいて与えられる利益について恣意的な制限をする場合を除く。

(3) 第十条(2)及び(7)の規定は、所得又は資産に対する課税措置以外の課税措置について適用する。ただし、

これらの規定は、

(a) (7)(a)(ii)に規定する条約、協定若しくは取極の租税に関する規定に基づいて締約国が与える利益又は地域的な経済統合のための機関の加盟国としての地位から生ずる利益に関し、最恵国待遇を与える義務を課するようには適用しない。

(b) 租税の効果的な徴収を確保することを目的とする課税措置については、適用しない。もっとも、当該措置が他の締約国の投資家について恣意的な差別をし又はこの条約の投資に関する規定に基づいて与えられる利益について恣意的な制限をする場合を除く。

(4) 第二十九条(2)から(6)までの規定は、所得又は資産に対する課税措置以外の課税措置について適用する。

(5)(a) 第十三条の規定は、租税について適用する。

(b) 第十三条の規定に関する問題が生じた場合において、当該問題が、租税が収用となるかならないか又は収用となると申し立てられた租税が差別的であるかならないかに関連するときは、次の規定を適用する。

(i) 収用となると申し立てる投資家又は締約国は、当該租税が収用となるかならないか又は租税が差別的であるかないかの問題を関係する権限のある租税当局に付託する。投資家又は締約国がその付託を

行うことができなかつた場合には、第二十六条(2)(c)又は第二十七条(2)の規定に基づいて紛争の解決を要請された機関が関係する権限のある租税当局に付託する。

(ii) 権限のある租税当局は、付託された問題をその付託から六箇月以内に解決するよう努力する。無差別の問題が関係する場合には、権限のある租税当局は、関連する租税条約の無差別に関する規定を適用し、又は、当該租税に適用される関連する租税条約に無差別に関する規定がないとき若しくは関係締約国の間に効力を有する租税条約がないときは、経済協力開発機構の所得及び資産に対する租税の規準条約に定める無差別の原則を適用する。

(iii) 第二十六条(2)(c)又は第二十七条(2)の規定に基づいて紛争の解決を要請された機関は、租税が収用となるかならぬかについて権限のある租税当局が出した結論を考慮することができる。当該機関は、租税が差別的であるか否かについて権限のある租税当局が(b)(ii)に定める六箇月の期間内に出した結論を考慮する。当該機関は、また、権限のある租税当局が当該六箇月の期間の満了の後に出した結論を考慮することができる。

(iv) 権限のある租税当局が(b)(ii)に定める六箇月の期間の満了の日を超えて関与する場合には、いかなる

場合にも、第二十六条及び第二十七条に定める手続に遅延をもたらしてはならない。

(6) 第十四条の規定は、締約国が源泉徴収その他の方法で租税を課し又は徴収する権利を制限するものではないことが確認される。

(7) この条の規定の適用上、

(a) 「課税措置」には、次のものを含む。

(i) 締約国又は締約国の地方政府若しくは地方公共団体の法令の租税に関する規定

(ii) 締約国を拘束する二重課税の回避のための条約又は他の国際協定若しくは国際取極の租税に関する

規定

(b) 所得若しくは資産の全部又は所得若しくは資産の要素に対するすべての租税（財産の譲渡によって生ずる収益に対する租税、遺産、相続及び贈与に対する租税又は実質的にこれらと類似の租税、企業が支払う賃金又は給与の総額に対する租税並びに資産の価額の上昇に対する租税を含む。）は、所得又は資産に対する租税とみなされる。

(c) 「権限のある租税当局」とは、締約国の間で効力を有する二重課税の回避のための協定に規定する権

限のある当局又はこのような協定がない場合には租税について責任を有する閣僚若しくは省若しくは権限を与えられたそれらの代理者をいう。

(d) 「租税に関する規定」及び「租税」には、関税を含まないことが確認される。

第二十二条 国家企業及び特権を与えられた企業

(1) 締約国は、自国が維持し又は設立する国家企業が自国の地域における物品及びサービスの販売又は提供に関連する活動を第三部に定める締約国の義務に適合する方法で行うことを確保する。

(2) 締約国は、国家企業に対し、自国の地域における活動を第三部の規定以外の規定に基づく締約国の義務に適合しない方法で行うことを奨励し又は要求してはならない。

(3) 締約国は、団体を設立し又は維持し、及び当該団体に規制上、行政上その他の政府の権限を委任する場合には、当該団体が当該権限をこの条約に定める締約国の義務に適合する方法で行使することを確保する。

(4) 締約国は、排他的な又は特別の特権を与えた団体に対し、自国の地域における活動をこの条約に定める締約国の義務に適合しない方法で行うことを奨励し又は要求してはならない。

(5) この条の規定の適用上、「団体」には、企業、機関その他の組織又は個人を含む。

第二十三条 地方の機関による遵守

(1) 締約国は、この条約に基づき、この条約のすべての規定を遵守する完全な責任を有しており、また、自国の地域内の地域及び地方の政府及び機関によるその遵守を確保するために利用することができる妥当な措置をとる。

(2) 第二部、この部及び第五部における紛争解決に関する規定は、締約国の地域内の地域又は地方の政府又は機関がとった措置であつて当該締約国によるこの条約の遵守に影響を及ぼすものについて適用することができる。

第二十四条 例外

(1) この条の規定は、第十二条、第十三条及び第二十九条の規定については、適用しない。

(2) (a) (1)に掲げる規定以外の規定は、締約国が(b)(ii)及び(iii)に規定する措置を採用し又は実施することを妨げるものではない。

(b) 第三部の規定以外の規定は、締約国が次の(i)に規定する措置を採用し又は実施することを妨げるもの

ではない。

(i) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(ii) 不可抗力によつて生ずる供給の不足という状況においてエネルギー原料及びエネルギー製品の獲得又は分配のために不可欠の措置。ただし、当該措置が次の原則に合致する場合に限る。

(A) すべての他の締約国が、当該エネルギー原料及びエネルギー製品の国際的な供給について衡平な取り分を受ける権利を有すること。

(B) この条約に適合しない当該措置を、当該措置を生じさせた状況が消滅したときは、速やかに撤廃すること。

(iii) 原住民若しくは社会的若しくは経済的に不利な立場にある個人若しくは集団である投資家又は当該投資家の投資財産に利益を与えるための措置であつて、その旨を事務局に通報したもの。ただし、当該措置が次の(A)及び(B)の条件を満たす場合に限る。

(A) 当該締約国の経済に重大な影響を及ぼすものではないこと。

(B) 当該措置の対象に含まれない当該締約国の投資家と他の締約国の投資家との間に差別を設けるも

のではないこと。

もつとも、これらの措置は、エネルギー分野における経済活動に対する偽装した制限又は締約国の間若しくは締約国の投資家その他の利害関係を有する者の間における恣意的若しくは不当な差別となつてはならない。これらの措置は、正当な理由に基づいてとられるものとし、また、一又は二以上の他の締約国がこの条約に従つて与えられるものと当然に予想する利益を所定の目的のために真に必要なであると認める限度を超えて無効にし又は侵害してはならない。

(3) (1)に掲げる規定以外の規定は、締約国が次の措置をとることを妨げるものと解してはならない。

(a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置。その措置には、次のものを含む。

(i) 軍事施設に対するエネルギー原料及びエネルギー製品の供給に関する措置

(ii) 戦争、武力紛争その他の国際関係における緊急事態の際にとる措置

(b) 核兵器その他の核爆発装置の不拡散に関する国内政策又は核兵器の不拡散に関する条約、原子力供給国のための指針その他の国際的な核不拡散に関する義務若しくは了解に基づく自国の義務を履行するた

めに必要な国内政策の実施に関して必要であると認める措置

(c) 公の秩序を維持するために必要であると認める措置

これらの措置は、通過に対する偽装した制限となつてはならない。

(4) この条約の規定であつて最恵国待遇を与えることを定めるものは、締約国に対し、次の特恵的な待遇を他の締約国の投資家に与えることを義務付けるものではない。

(a) 自由貿易地域又は関税同盟の構成国としての地位から生ずる特恵的な待遇

(b) 旧ソヴェエト社会主義共和国連邦の一部を構成していた国との間の経済協力に関する二国間又は多数国間の協定によつて与えられる特恵的な待遇。ただし、これらの国との間の経済関係が確定的な基礎の上に確立されるまでの間に限る。

第二十五条 経済統合に関する協定

(1) この条約は、経済統合に関する協定（以下「E I A」という。）の締約国であるこの条約の締約国に対し、E I Aの締約国であるためにE I Aの締約国の間で適用される特恵的な待遇を最恵国待遇に関する規定によつてE I Aの締約国でない他の締約国に与えることを義務付けるものと解してはならない。

(2) (1)の規定の適用上、「EIA」とは、EIAの締約国の間で現行の差別的な措置の撤廃又は新たな若しくは一層差別的な措置の禁止により実質的にすべての差別がEIAの効力発生時に存在しないこと又は合理的な期間において撤廃されることについて定めることにより、特に貿易及び投資を実質的に自由化する協定をいう。

(3) この条の規定は、第二十九条の規定に基づくガット及び関連文書の適用に影響を及ぼすものではない。

第五部 紛争解決

第二十六条 投資家と締約国との間の紛争の解決

(1) 締約国の地域における他の締約国の投資家の投資財産に関する当該締約国と当該他の締約国の投資家との間の紛争であつて、第三部の規定に基づき当該締約国の義務の違反であると申し立てられるものについては、可能な限り、友好的に解決する。

(2) (1)に規定する紛争がいずれか一方の紛争当事者が友好的な解決を要請した日から三箇月以内に(1)の規定に従つて解決されない場合には、紛争当事者である投資家は、当該紛争を解決するために次のいずれかの手続を選択することができる。

- (a) 紛争当事者である締約国の裁判所又は行政裁判所に当該紛争を付託すること。
 - (b) あらかじめ合意した適用可能な紛争解決手続に従って当該紛争を付託すること。
 - (c) (3)から(8)までの規定に従って当該紛争を付託すること。
- (3) (a) 締約国は、(b)及び(c)の規定にのみ従うことを条件として、紛争をこの条の規定に基づいて国際的な仲裁又は調停に付託することについて無条件の同意を与える。
- (b) (i) 附属書IDに掲げる締約国は、投資家が(2)(a)又は(b)の規定に基づいて紛争を既に付託している場合には、(a)に規定する無条件の同意を与えない。
- (ii) 附属書IDに掲げる締約国は、透明性を確保するため、第三十九条に規定する批准書、受諾書若しくは承認書の寄託又は第四十一条に規定する加入書の寄託の日までに、この点に関する自国の政策、慣行及び条件についての文書を事務局に提出する。
- (c) 附属書IAに掲げる締約国は、第十条(1)第五段の規定の下で生ずる紛争について、(a)に規定する無条件の同意を与えない。
- (4) 投資家は、(2)(c)の規定に基づく解決のために紛争を付託することを選択した場合には、当該紛争を次の

いずれかに付託することについて書面により同意を与える。

(a) (i) 投資家が属する締約国及び紛争当事者である締約国の双方が、千九百六十五年三月十八日にワシントンで署名のために開放された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下「ICSID条約」という。）の締約国である場合には、ICSID条約に基づいて設立された投資紛争解決国際センター

(ii) 投資家の属する締約国及び紛争当事者である締約国のいずれか一方のみがICSID条約の締約国である場合には、ICSID条約に基づいて設立された投資紛争解決国際センター（この場合には、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則（以下「追加的制度規則」という。）に従って付託される。）

(b) 国際連合国際商取引法委員会（以下「UNCTRAL」という。）の仲裁規則に基づいて設置される単独の仲裁人又は仲裁裁判所

(c) ストックホルム商工会議所の仲裁機関の仲裁手続

(5) (a) (3)の規定により与えられる同意及び(4)の規定に基づいて投資家が与える書面による同意は、次の事項

の要件を満たしているものとみなす。

- (i) ICSID条約第二章及び追加的制度規則に規定する紛争当事者の書面による同意
- (ii) 千九百五十八年六月十日にニュー・ヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下「ニュー・ヨーク条約」という。）第二条に規定する「書面による合意」
- (iii) UNCITRALの仲裁規則第一条に規定する「契約当事者の書面による合意」
- (b) この条に規定する仲裁は、いずれかの紛争当事者の要請がある場合には、ニュー・ヨーク条約の締約国である国で行われる。同条約第一条の規定の適用上、この条の規定に基づいて仲裁に付託される請求は、商事上の関係又は取引から生じたものとみなされる。
- (6) (4)の規定に基づいて設置される裁判所は、この条約並びに国際法の適用可能な規則及び原則に従って紛争の争点について決定を行う。
- (7) 自然人でない投資家であつて、(4)に規定する書面による同意の日に紛争当事者である締約国の国籍を有しており、かつ、自己と当該締約国との間の紛争が生ずる前に他の締約国の投資家によって支配されていたものは、ICSID条約第二十五条(2)(b)の規定の適用上、「他の締約国の国民」として取り扱われるも

のとし、また、追加的制度規則第一条(6)の規定の適用上、「他国の国民」として取り扱われる。

- (8) 仲裁判断（利害関係に関するものを含む。）は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。紛争当事者である締約国の地方の政府又は機関の措置に関する仲裁判断は、当該締約国が他の救済措置に代えて金銭による損害の支払を行うことができる旨を定める。締約国は、仲裁判断を遅滞なく執行するものとし、また、当該判断を自国の地域において効果的に執行するための規定を定める。

第二十七条 締約国間の紛争の解決

- (1) 締約国は、この条約の適用又は解釈に関する紛争を外交上の経路を通じて解決するよう努力する。
- (2) 紛争が(1)の規定によつて妥当な期間内に解決されない場合には、この条約に別段の定めがあるとき又は締約国間で書面により別段の合意をしたときを除くほか、また、第六条、第十九条又は附属書IAに掲げる締約国については第十条(1)第五段の規定の適用又は解釈に関するときを除くほか、いずれの紛争当事者も、他方の紛争当事者に対する書面による通報により、この条に規定する特別仲裁裁判所に問題を付託することができる。

- (3) 特別仲裁裁判所については、次のとおりとする。

- (a) 手続を開始する締約国は、紛争当事者である他方の締約国が(2)に規定する通報を受領した後三十日以内に、一人の仲裁人を指名し、その指名について当該他の締約国に通報する。
- (b) 紛争当事者である他方の締約国は、(2)に規定する書面による通報を受領した後六十日以内に、一人の仲裁人を指名する。所定の期間内に指名が行われない場合には、手続を開始した締約国は、(2)に規定する書面による通報の受領の後九十日以内に、(d)の規定に従って指名を行うよう要請することができる。
- (c) 第三の仲裁人は、紛争当事者である締約国の国民でない者とし、紛争当事者である双方の締約国によつて指名される。当該仲裁人は、特別仲裁裁判所の裁判長となる。双方の締約国が(2)に規定する通報の受領の後百五十日以内に第三の仲裁人の指名について合意に達しない場合には、この指名は、当該通報の受領の後百八十日以内に、いずれか一方の締約国の要請によつて(d)の規定に従って行われる。
- (d) この(3)の規定に従つて要請される指名については、常設仲裁裁判所事務総長が、指名の要請を受領した後三十日以内に行う。同事務総長が指名を行うことができない場合には、事務局の第一書記が指名を行う。第一書記が指名を行うことができない場合には、最も上席の代理者が指名を行う。
- (e) (a)から(d)までに規定する指名については、指名される仲裁人の能力及び経験（特にこの条約の対象と

なっている事項に関するもの）を考慮して行う。

(f) 締約国の間に別段の合意がない場合には、紛争当事者である締約国又は仲裁人が修正する範囲を除くほか、UNCITRALの仲裁規則が規律する。特別仲裁裁判所は、仲裁人の過半数の票によって決定を行う。

(g) 特別仲裁裁判所は、この条約並びに国際法の適用可能な規則及び原則に従って紛争について決定を行う。

(h) 仲裁判断は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者である締約国を拘束する。

(i) 仲裁判断を行うに当たり、附属書P第一部に掲げる締約国の地域内の地域又は地方の政府又は機関の措置がこの条約に適合していないと特別仲裁裁判所が認める場合には、いずれかの紛争当事者は、同附属書第二部の規定を適用することができる。

(j) 特別仲裁裁判所の費用（仲裁人の報酬を含む。）は、紛争当事者である締約国が均等に負担する。ただし、特別仲裁裁判所は、その裁量により、紛争当事者である締約国のいずれか一方が一層高い比率で経費を支払う旨を指示することができる。

(k) 紛争当事者である締約国が別段の合意をする場合を除くほか、特別仲裁裁判所は、ヘーグに置くものとし、常設仲裁裁判所の敷地及び施設を使用する。

(l) 仲裁判断の謄本は、事務局に寄託される。事務局は、この謄本を一般に利用可能なものとする。

第二十八条 特定の紛争への前条の規定の不適用

第五条又は次条の規定の適用又は解釈に関する締約国間の紛争の解決については、紛争当事者である締約国が合意する場合を除くほか、前条の規定は適用されない。

第六部 経過規定

第二十九条 貿易に関連する事項に関する暫定的な規定

(1) 締約国のいずれかがガット及び関連文書の締約国でない間は、エネルギー原料及びエネルギー製品の貿易については、この条の規定を適用する。

(2) (a) この条約の締約国間のエネルギー原料及びエネルギー製品の貿易（少なくともいずれか一方の締約国がガット又は関係する関連文書の締約国でない場合におけるもの）については、この条約のすべての締約国が千九百四十七年のガット及び関連文書の締約国であるとみなして、千九百四十七年のガット及

び関連文書（千九百四十七年のガットの締約国が当該締約国の間においてエネルギー原料及びエネルギー製品に関して千九百九十四年三月一日に適用し及び実施していたもの）によって規律する。ただし、(b)及び(c)の規定並びに附属書Gに定める例外及び規則に従うことを条件とする。

(b) 旧ソヴェエト社会主義共和国連邦の一部を構成していた国である締約国による貿易については、千九百九十九年十二月一日又は当該締約国のガットへの加盟の日のいずれか早い日まで、附属書TFUの規定に従うことを条件として、(a)の規定に代えて二以上の当該締約国の間の協定によって規律することができる。

(c) (a)の規定は、ガットの二の締約国の間の貿易に関し、当該ガットの二の締約国のいずれかが千九百四十七年のガットの締約国でない場合には、適用しない。

(3) この条約の署名国及びこの条約に加入する国又は地域的な経済統合のための機関は、署名の日又は加入書の寄託の日に、輸入又は輸出の際にエネルギー原料及びエネルギー製品に適用され又は課されるすべての関税率及び他の課徴金の表を事務局に提出し、署名の日又は加入書の寄託の日に適用され又は課される関税率及び他の課徴金の水準を通報する。当該関税率及び他の課徴金に係る変更は、事務局に通報するも

のとし、事務局は、当該変更をすべての締約国に通報する。

(4) 締約国は、輸入又は輸出の際に適用され又は課される関税率又は他の課徴金を次の水準を超えて引き上げないよう努力する。

(a) ガットの締約国であるこの条約の締約国がガット第二条に規定する自国の譲許表の第一部に掲げるエネルギー原料及びエネルギー産品を輸入する場合には、当該譲許表に定める水準

(b) エネルギー原料及びエネルギー産品を輸出する場合並びにガットの締約国でないこの条約の締約国がエネルギー原料及びエネルギー産品を輸入する場合には、事務局への直近の通報による水準。ただし、

(2)(a)の規定により適用される規定が認める場合を除く。

(5) 締約国は、次のいずれかの場合にのみ、関税率又は他の課徴金を(4)に規定する水準を超えて引き上げることができる。

(a) 輸入の際に適用され又は課される関税率又は他の課徴金については、その引上げの措置が、ガットの関係規定（附属書Gに掲げる千九百四十七年のガット及び関連文書の規定並びにこれらに対応する千九百九十四年のガット及び関連文書の規定を除く。）に反しない場合

(b) 締約国が、自国の立法手続の下で実行可能な限り、引上げの提案を事務局に通報し、当該提案に関する協議のための合理的な機会を利害関係を有する他の締約国に与え、かつ、当該他の締約国の申立てに考慮を払った場合

(6) 署名国は、世界の貿易体制の発展に照らして適当な場合には、千九百九十八年一月一日までにこの条約の改正を採択するため、千九百九十五年一月一日までに交渉を開始することを約束する。この改正は、締約国に対し、当該改正に定める条件に従い、関税又は課徴金を当該改正に定める水準を超えて引き上げないことを約束させるものとする。

(7) 附属書Dの規定は、締約国間の紛争（少なくともいずれか一方の締約国がガットの締約国でない場合におけるものに限る。）であって、貿易に適用されるこの条の規定の遵守に関するもの及び双方の締約国が別段の合意をする場合を除くほか第五条の規定の遵守に関するものについて適用する。ただし、同附属書の規定は、締約国間の紛争であって、実質問題が次の協定に基づいて生ずるものについては、適用しない。

(a) (2)(b)及び附属書TFUの規定に従って通報され、かつ、当該規定に定める他の要件を満たす協定

(b) ガット第二十四条に定める自由貿易地域を設定し又は関税同盟を組織する協定

第三十条 国際的な貿易取極に関する進展

締約国は、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された最終文書において主に具体化されたウルグアイ・ラウンドの多角的貿易交渉の結果に照らし、この条約の適当な改正を憲章会議が採択することを目的として、千九百九十五年七月一日又はこの条約が効力を生ずる日のいずれか遅い日までに、当該改正の検討を開始することを約束する。

第三十一条 エネルギーに関連する機材

暫定憲章会議は、その第一回会合において、エネルギーに関連する機材をこの条約の貿易に関する規定の対象に含めることについて検討を開始する。

第三十二条 経過措置

(1) 市場経済の要件に適合させるためには時間を要することにかんがみ、附属書Tに掲げる締約国は、(3)から(6)までに定める条件に従い、次に掲げるこの条約の規定の一又は二以上に基づく義務の完全な遵守を一時的に停止することができる。

第六条(2)及び(5)の規定

第七条(4)の規定

第九条(1)の規定

第十条(7)の規定（特定の措置に係る義務に限る。）

第十四条(1)(d)の規定（使用されていない所得の移転に関する義務に限る。）

第二十条(3)の規定

第二十二条(1)及び(3)の規定

(2) 他の締約国は、(1)の規定に基づいて完全な遵守を停止している締約国がこれらの停止を解くことができないような条件を達成するよう支援する。この支援は、(4)(c)の規定に従って通報されるニーズに応ずるために最も効果的であると他の締約国が認める形態（適当な場合には二国間又は多数国間の取決めに基づくものを含む。）によって与えることができる。

(3) 関係規定、各規定の完全な実施に向けての段階、とられるべき措置、各段階の終了の期限、各措置をとる期限並びに例外的な場合には各段階の終了のため及び各措置をとるために必要な事態は、経過措置を要

請する締約国ごとに附属書丁に掲げる。当該締約国は、同附属書に掲げた関係規定及び関係段階について、指定された日までに同附属書に記載された措置をとる。(1)の規定に基づいて完全な遵守を一時的に停止している締約国は、二千一年七月一日までに関係する義務を完全に遵守することを約束する。例外的な状況により、この一時的な停止の期間を延長し又はあらかじめ同附属書に記載されていない追加の一時的な停止を導入することを要請する必要があると締約国が認める場合には、憲章会議は、同附属書の改正の要請に係る決定を行う。

(4) 経過措置を適用した締約国は、少なくとも十二箇月に一回、次の事項を事務局に通報する。

- (a) 附属書丁に記載された措置の実施及び完全な遵守に向けての全般的な進展
- (b) 義務の完全な遵守に向けて次の十二箇月の間に期待される進展、予見される問題及びその問題进行处理するための提案

(c) 附属書丁に規定するこの条約の完全な実施のために必要な段階の終了を促進し、(b)の規定に従って通報された問題を処理し並びにエネルギー分野におけるその他の必要な市場指向型の改革及び近代化を促進するための技術援助のニーズ

- (d) (3)に規定するような要請を行う必要が生ずる可能性
- (5) 事務局は、次のことを行う。
 - (a) (4)に規定する通報をすべての締約国に送付すること。
 - (b) (2)及び(4)(c)に規定する技術援助のニーズ及び申出を送付し、適当な場合には、他の国際機関の制度を利用することにより、これらのニーズ及び申出を結び付けることを積極的に促進すること。
 - (c) (4)(a)又は(d)の規定に従って行われた通報の概要を各六箇月の期間の終了時にすべての締約国に送付すること。
- (6) 憲章会議は、毎年、この条の規定の締約国による実施についての進捗状況並びに(2)及び(4)(c)に規定する技術援助のニーズ及び申出を結び付けることについて検討する。憲章会議は、その検討の過程において、適当な措置をとることを決定することができる。

第七部 機構及び制度

第三十三条 エネルギー憲章に関する議定書及び宣言

- (1) 憲章会議は、憲章の目的及び原則を実現するため、エネルギー憲章に関する議定書又は宣言の交渉を承

認することができる。

(2) 憲章の署名国は、(1)の交渉に参加することができる。

(3) 国又は地域的な経済統合のための機関は、自己が憲章の署名国であり、かつ、この条約の締約国である場合又は同時に憲章の署名国及びこの条約の締約国となる場合を除くほか、議定書の締約国又は宣言の参加国になることはできない。

(4) 議定書に適用する最終規定は、(3)及び(6)(a)の規定に従うことを条件として、当該議定書に定める。

(5) 議定書は、当該議定書に拘束されることに同意した締約国についてのみ適用されるものとし、当該議定書の締約国でないこの条約の締約国の権利を害し及び義務を免れさせるものではない。

(6)(a) 議定書は、憲章会議に義務を課し及び事務局に任務を課することができる。ただし、議定書の改正によつて憲章会議及び事務局に任務を課することはできない。もつとも、憲章会議が当該改正を承認する場合は、この限りでない。憲章会議によるその承認は、(b)の規定に基づいて認められた当該議定書の規定の対象となるものではない。

(b) 議定書は、当該議定書に基づき憲章会議が決定を行うことを規定する場合には、当該決定に関し、(a)

の規定に従うことを条件として、次のことを定めることができる。

- (i) 第三十六条に規定する投票規則以外の投票規則に従うこと。
- (ii) 当該議定書の締約国のみが、第三十六条に規定する締約国とみなされ又は議定書に定める規則に基づいて投票する資格を有すること。

第三十四条 エネルギー憲章会議

- (1) 締約国は、エネルギー憲章会議（この条約において「憲章会議」という。）において定期的な会合する。締約国は、憲章会議において一人の代表を出す権利を有する。憲章会議の通常会合は、憲章会議が決定する間隔で開催する。

- (2) 憲章会議の特別会合は、憲章会議が決定するとき又はいずれかの締約国から書面による要請がある場合において事務局がその要請を締約国に通報した後六週間以内に締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するときに開催する。

- (3) 憲章会議の任務は、次のとおりとする。

- (a) この条約及び議定書によって課される任務を遂行すること。

- (b) 憲章の原則並びにこの条約及び議定書の規定の実施状況を常時検討し及び促進すること。
- (c) この条約及び議定書に従い、憲章の原則を実施するために適当な一般的な措置の調整を促進すること。
- (d) 事務局が実施すべき事業計画を検討し及び採択すること。
- (e) 事務局の年次決算書及び年次予算を検討し及び承認すること。
- (f) 本部協定その他の協定に定める条件（憲章会議及び事務局に必要と認められる特権及び免除に係るものを含む。）を検討し及び承認し又は採択すること。
- (g) 経済の移行の過程にある中欧及び東欧並びに旧ソヴィエト社会主義共和国連邦の諸国におけるエネルギー分野の市場指向型の改革及び近代化を容易にし及び促進することを目的とする協力的な努力を助長する。
- (h) 議定書の交渉に係る付託事項を承認し、並びに当該議定書の案文及び改正案を検討し及び採択すること。
- (i) 宣言の交渉を承認し、及び当該宣言の発出を承認すること。

- (j) この条約への加入について決定を行うこと。
- (k) 提携協定の交渉を承認し、並びに当該提携協定を検討し及び承認し又は採択すること。
- (l) この条約の改正を検討し及び採択すること。
- (m) 附属書の修正及び技術的変更を検討し及び承認すること。
- (n) 事務局長を任命し並びに事務局の設置及び任務に必要なすべての決定（職員及び使用人の構成、定員及び標準雇用条件に関するものを含む。）を行うこと。
- (4) 憲章会議は、任務の遂行に当たり、事務局を通じて、経済性及び効率性を損なうことなく、この条約の目的に係する事項について既に能力を有している他の機関と協力し、並びにこれらの機関の役務及び制度を最大限利用する。
- (5) 憲章会議は、その任務の遂行のために適当と認める補助機関を設置することができる。
- (6) 憲章会議は、手続規則及び財政規則を検討し及び採択する。
- (7) 憲章会議は、千九百九十九年以後は、憲章会議が決定する間隔（五年以内とする。）で、この条約に定める任務をこの条約及び議定書の規定の実施されている範囲に照らして十分な検討を行う。憲章会議は、

その検討が終了したときは、(3)に定める任務を変更し又は廃止し、及び事務局を解散することができる。

第三十五条 事務局

(1) 憲章会議は、その任務の遂行に当たり、一人の事務局長及び任務を効果的に遂行することができる最小限の職員で構成する事務局を置く。

(2) 事務局長は、憲章会議が任命する。事務局長の最初の任期は、最長五年とする。

(3) 事務局は、その任務の遂行に当たり、憲章会議に対して責任を負い、及び憲章会議に報告を行う。

(4) 事務局は、憲章会議に対しその任務の遂行に必要なすべての援助を与えるものとし、この条約又は議定書によって課される任務及び憲章会議によって与えられるその他の任務を遂行する。

(5) 事務局は、任務の効果的な遂行のために必要な事務的な及び契約上の取決めを行うことができる。

第三十六条 投票

(1) 憲章会議が次のことについて決定を行うためには、これらが決定される憲章会議の会合に出席しかつ投票する締約国の全会一致の合意を必要とする。

(a) この条約の改正（前二条及び附属書丁の規定の改正を除く。）を採択すること。

- (b) 千九百九十五年六月十六日に憲章の署名国でなかった国又は地域的な経済統合のための機関が第四十一条の規定に基づいてこの条約に加入することを承認すること。
 - (c) 提携協定の交渉を承認し、及び当該提携協定の案文を承認し又は採択すること。
 - (d) 附属書 E M、附属書 N I、附属書 G 及び附属書 B の修正を承認すること。
 - (e) 附属書の技術的変更を承認すること。
 - (f) 附属書 D (7) の規定に基づく事務局長による小委員会の委員の指名を承認すること。
- 締約国は、この条約上憲章会議の決定を必要とするその他の事項についてコンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサス方式により合意に達しない場合には、(2) から (5) までの規定を適用する。
- (2) 第三十四条 (3) (e) に規定する予算に関する事項についての決定は、附属書 B に規定する分担金の額が合計で同附属書に規定する分担金の総額の四分の三以上となる締約国の限定多数による議決で行う。
 - (3) 第三十四条 (7) に規定する事項についての決定は、締約国の四分の三の多数による議決で行う。
 - (4) (1) (a) から (f) まで、(2) 及び (3) に規定する場合を除くほか、この条約に規定する決定は、(6) の規定に従うこ

とを条件として、当該決定を行う憲章会議の会合に出席しかつ投票する締約国の四分の三の多数による議決で行う。

(5) この条の規定の適用上、「出席しかつ投票する締約国」とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投ずる締約国をいう。もっとも、憲章会議は、締約国が通信によって決定を行うことができるようにするための手続規則について決定することができる。

(6) この条に規定する決定は、(2)に規定する場合を除くほか、締約国の単純多数の支持がない限り、無効とする。

(7) 地域的な経済統合のための機関は、投票に当たり、この条約の締約国であるその構成国の数と同数の票を有する。もっとも、当該機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

(8) 憲章会議は、この条約に基づく締約国の財政上の義務の履行が持続的に遅滞する場合には、当該締約国の投票権の全部又は一部を停止することができる。

第三十七条 資金上の原則

- (1) 締約国は、憲章会議及び補助機関の会合に自国の代表を派遣するための費用を負担する。
 - (2) 憲章会議及び補助機関の会合の費用は、事務局の費用とみなす。
 - (3) 事務局の費用は、締約国が負担するものとし、その額は、附属書Bに定める締約国の支払能力に従って決定する。同附属書の規定は、前条(1)(d)の規定に従って修正することができる。
 - (4) 議定書は、当該議定書から生ずる事務局の費用が当該議定書の締約国によって負担されることを確保するための規定を定める。
 - (5) 憲章会議は、さらに、一又は二以上の締約国又は他の資金源からの任意拠出を受領することができる。
- (3)の規定の適用上、これらの拠出から支弁する費用は、事務局の費用とはみなされない。

第八部 最終規定

第三十八条 署名

この条約は、千九百九十四年十二月十七日から千九百九十五年六月十六日まで、リスボンにおいて、憲章に署名した国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放しておく。

第三十九条 批准、受諾又は承認

この条約は、署名国により批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、寄託者に寄託する。

第四十条 領域への適用

(1) 国又は地域的な経済統合のための機関は、署名、批准、受諾、承認又は加入の際に、寄託者に宣言を寄託することにより、自己がその国際関係について責任を有するすべての又は一若しくは二以上の領域についてこの条約の拘束を受けることを宣言することができる。その宣言は、当該国又は機関についてこの条約が効力を生ずる時に効力を生ずる。

(2) 締約国は、その後、寄託者に宣言を寄託することにより、当該宣言に規定するその他の領域についてこの条約の拘束を受けることができる。この条約は、当該領域について、寄託者が当該宣言を受領した後九十日目の日に効力を生ずる。

(3) (1)及び(2)に規定する宣言については、当該宣言に規定する領域に関し、寄託者に通報を行うことによつて撤回することができる。その撤回は、第四十七条(3)の規定に従うことを条件として、寄託者が当該通報を受領した日の後一年を経過した日に効力を生ずる。

(4) 第一条(10)に規定する「地域」の語は、この条の規定に基づいて寄託する宣言を考慮して解釈する。

第四十一条 加入

この条約は、この条約の署名のための期間の終了後は、憲章会議が承認する条件で、憲章に署名した国及び地域的な経済統合のための機関による加入のために開放しておく。加入書は、寄託者に寄託する。

第四十二条 改正

(1) 締約国は、この条約の改正を提案することができる。

(2) この条約の改正案は、憲章会議による採択のために提案される日の少なくとも三箇月前に事務局が締約国に通報する。

(3) 憲章会議が採択したこの条約の改正は、事務局が寄託者に通報するものとし、寄託者が批准、受諾又は承認のためすべての締約国に提出する。

(4) この条約の改正の批准書、受諾書又は承認書は、寄託者に寄託する。当該改正は、締約国の少なくとも四分の三が批准書、受諾書又は承認書を寄託者に寄託した後九十日目の日に、当該改正を批准し、受諾し又は承認した締約国の間で効力を生ずる。その後は、当該改正は、他の締約国が当該改正の批准書、受諾

書又は承認書を寄託した後九十日目の日に当該他の締約国について効力を生ずる。

第四十三条 提携協定

(1) 憲章会議は、憲章の目的及び原則を実現し並びにこの条約又は一若しくは二以上の議定書の規定を実施するため、国若しくは地域的な経済統合のための機関又は国際機関との間の提携協定の交渉を承認することができる。

(2) 提携する国、地域的な経済統合のための機関又は国際機関との間に確立する関係並びに当該国、機関又は国際機関に与えられる権利及び課せられる義務は、提携の特別な事情に応じたものとし、それぞれの場合について提携協定で定める。

第四十四条 効力発生

(1) この条約は、国又は地域的な経済統合のための機関（千九百九十五年六月十六日に憲章の署名国であるもの）による三十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

(2) この条約は、三十番目の批准書、受諾書又は承認書の寄託の後にこれを批准し、受諾し若しくは承認し

又はこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、当該国又は機関による批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

- (3) 地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、(1)の規定の適用上、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

第四十五条 暫定的適用

- (1) 署名国は、前条の規定に従ってこの条約が自国について効力を生ずるまでの間、自国の憲法又は法令に抵触しない範囲でこの条約を暫定的に適用することに合意する。

- (2) (a) (1)の規定にかかわらず、署名国は、署名の際に、暫定的適用を受け入れることができない旨の宣言を寄託者に送付することができる。(1)に定める義務は、この宣言を行った署名国については、適用しない。当該署名国は、寄託者に対して書面による通報を行うことにより、いつでもこの宣言を撤回することができる。

- (b) (a)の規定に基づいて宣言を行う署名国及び当該署名国の投資家は、(1)に規定する暫定的適用の利益を主張することができない。

(c) (a)の規定にかかわらず、(a)に規定する宣言を行った署名国は、前条の規定に従ってこの条約が自国について効力を生ずるまでの間、自国の法令に抵触しない範囲で第七部の規定を暫定的に適用する。

(3)(a) 署名国は、締約国にならない意図を寄託者に対して書面により通報することにより、暫定的適用を終了させることができる。署名国についての暫定的適用の終了は、寄託者が当該署名国の書面による通報を受領した日から六十日を経過した時に、効力を生ずる。

(b) 署名国が(a)の規定に基づいて暫定的適用を終了させた場合には、(1)に定める署名国の義務のうち、暫定的適用の期間中に自国の地域に他の署名国の投資家が形成した投資財産について第三部及び第五部の規定を適用することを課するものは、(c)に定めるときを除くほか、暫定的適用の終了が効力を生ずる日の後二十年間、これらの投資財産について効力を有する。

(c) (b)の規定は、附属書PAに掲げる署名国については、適用しない。署名国は、寄託者に対して要請した時に、同附属書の一覧表から削除される。

(4) 署名国は、この条約が効力を生ずるまでの間、暫定憲章会議の会合を定期的を開催する。暫定憲章会議の第一回会合は、(5)に規定する暫定事務局が第三十八条の規定に基づいてこの条約を署名のために開放し

た日の後百八十日以内に招集する。

(5) 事務局の任務は、前条の規定に従ってこの条約が効力を生じ、かつ、事務局が設置されるまでの間、暫定事務局が暫定的に遂行する。

(6) 署名国は、(1)又は(2)(c)の規定に従って、かつ、これらを条件として、第三十七条(3)に規定する締約国とみなし、暫定事務局の費用を分担する。署名国による附属書Bの修正は、この条約が効力を生ずる時に終了する。

(7) この条約が効力を生ずる前に第四十一条の規定に従ってこの条約に加入する国又は地域的な経済統合のための機関は、この条約が効力を生ずるまでの間、この条の規定に基づく署名国の権利を有し、及び義務を負う。

第四十六条 留保

この条約には、いかなる留保も付することができない。

第四十七条 脱退

(1) 締約国は、この条約が自国について効力を生じた日から五年を経過した後いつでも、寄託者に対し、こ

の条約から脱退する旨の書面による通告を行うことができる。

(2) (1)の脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日の後一年を経過した日又はそれよりも遅い日であつて脱退の通告において指定されている日に効力を生ずる。

(3) この条約の規定は、締約国の地域における他の締約国の投資家の投資財産又は他の締約国の地域における当該締約国の投資家の投資財産であつて、当該締約国のこの条約からの脱退が効力を生ずる日に形成されているものについて、同日から二十年の期間引き続き適用する。

(4) この条約の締約国が締約国であるすべての議定書は、当該締約国のこの条約からの脱退が効力を生ずる日に当該締約国について効力を失う。

第四十八条 附属書及び決定の地位

附属書及び千九百九十四年十二月十七日にリスボンで署名された欧州エネルギー憲章会議の最終文書の附属書二に定める決定は、この条約の不可分の一部を成す。

第四十九条 寄託者

ポルトガル共和国政府は、この条約の寄託者とする。

第五十条 正文

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約に署名した。この条約の原本は、ポルトガル共和国政府に寄託する。

千九百九十四年十二月十七日にリスボンで作成した。

一 附属書EM エネルギー原料及びエネルギー産品（第一条(4)）

原子力

二六・一二 ウラン鉱及びトリウム鉱（精鉱を含む。）

二六二二・一 ウラン鉱（精鉱を含む。）

二六二二・二 トリウム鉱（精鉱を含む。）

二八・四四 放射性の元素及び同位元素（核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む。）並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物

二八四四・一 天然ウラン及びその化合物

二八四四・二 ウラン二三五を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合物

二八四四・三 ウラン二三五を減少させたウラン及びトリウム並びにこれらの化合物

二八四四・四 放射性元素及び放射性同位元素並びに放射性化合物（第二八四四・一 号、第二八

四四・二 号又は第二八四四・三 号のものを除く。)

二八四四・五 使用済みの原子炉用核燃料要素(カートリッジ)

二八四五・一 重水(酸化重水素)

石炭、天然ガス、石油、石油製品及び電気エネルギー

二七・一 石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの

二七・二 亜炭(凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。)

二七・三 泥炭(ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)

二七・四 コークス及び半成コークス(石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)並びにレトルトカーボン

二七・五 石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス(石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。)

二七・六 石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール(再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを

問わない。)

二七・七

高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの(例えば、ベンゾール、トルオール、キシロール、ナフタレンその他の芳香族炭化水素混合物、フェノール、クレオソート油及びその他のもの)

二七・八

ピッチ及びピッチコークス(コールタルその他の鉍物性タルから得たものに限る。)

二七・九

石油及び歴青油(原油に限る。)

二七・一

石油及び歴青油(原油を除く。)

二七・二

石油ガスその他のガス状炭化水素

液化したもの

天然ガス

プロパン

ブタン

エチレン、プロピレン、ブチレン及びブタジエン（二七二一・一四）

その他のもの

ガス状のもの

天然ガス

その他のもの

二七・一三

石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物

二七・一四

天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩^{けつ}、油母頁岩^{けつ}、タールサンド、アス

ファルタイト及びアスファルチックロツク

二七・一五

歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性

タール又は鉱物性タールピツチをもとしたものに限る。例えば、マスチック及び

カッタバツク）

二七・一六

電気エネルギー

その他のエネルギー

四四 一・一 薪材

四四・二 炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わな

い。）

二 附属書N I 「エネルギー分野における経済活動」の定義において除外されるエネルギー原料及

びエネルギー産品(第一条(5))

二七・七

高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの(例えば、ベンゾール、トルオール、キシロール、ナフタレンその他の芳香族炭化水素混合物、フェノール、クレオソート油及びその他のもの)

四四 一・一

薪材

四四・二

炭(植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)

三 附属書 T R M 通報及び段階的撤廃（貿易関連投資措置）（第五条(4)）

(1) 締約国は、次に定める期限内に、自国がとっている第五条の規定に適合しないすべての貿易関連投資措置を事務局に通報する。

(a) 当該締約国がガットの締約国である場合には、この条約の効力発生の日から九十日以内

(b) 当該締約国がガットの締約国でない場合には、この条約の効力発生の日から十二箇月以内

このような貿易関連投資措置（一般的にとられるものであるか個別にとられるものであるかを問わない。）を通報するときは、その概要も通報する。

(2) 裁量的な権限の下でとられる貿易関連投資措置は、個別にとられるものについて通報する。特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなる情報は、開示することを要しない。

(3) (1)の規定に基づいて自己が通報したすべての貿易関連投資措置については、次に定める期限内に撤廃する。

(a) 当該締約国がガットの締約国である場合には、この条約の効力発生の日から二年以内

- (b) 当該締約国がガットの締約国でない場合には、この条約の効力発生の日から三年以内
- (4) 締約国は、(3)に定める適用可能な期間中、(1)の規定に基づいて通報したいずれの貿易関連投資措置の条件も、この条約の効力発生の日に適用される条件と比較して、より一層第五条の規定に抵触するように変更してはならない。

(5) (4)の規定にかかわらず、締約国は、(1)の規定に基づいて通報した貿易関連投資措置の対象となっている既存の企業を不利な立場に置かないようにするため、次の(a)及び(b)の規定に該当する場合には、段階的撤廃の期間中、新規の投資財産に対し当該既存の企業に対するものと同じの貿易関連投資措置をとることができる。

- (a) 新規の投資財産に係る産品が当該既存の企業に係る産品と同種のものであること。
- (b) 新規の投資財産と当該既存の企業との間の競争条件を異ならせることを回避する必要があること。

このようにして新規の投資財産に対してとられたすべての貿易関連投資措置は、事務局に通報する。このような貿易関連投資措置の条件は、競争に与える影響において、当該既存の企業に対して適用される条件と同等とするものとし、また、このような貿易関連投資措置は、当該既存の企業に対してとられる貿易関

連投資措置と同時に終了する。

(6) この条約が効力を生じた後にこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、

(a) (1)及び(2)に規定する通報を、(1)の規定に基づいて適用される日又は加入書の寄託の日のいずれか遅い日までに行う。

(b) 段階的撤廃の期間が、(3)の規定に基づいて適用される日又はこの条約が当該国又は機関について効力を生ずる日のいずれか遅い日に終了する。

四 附属書N 少なくとも三の別個の地域が通過に関係することについて要請を行う締約国の一覧表

(第七条(10)(a))

1 カナダ及びアメリカ合衆国

五 附属書V C 第十条(3)の規定に関して拘束力を有する約束を自発的に行つた締約国の一覽表(第

十条(6)

六 附属書I D 第二十六条の規定に基づき、同一の紛争案件をその後の段階で国際仲裁に再付託することを投資家に対して認めない締約国の一覧表(第二十六条(3)(b)(i))

- 1 オーストラリア
- 2 アゼルバイジャン
- 3 ブルガリア
- 4 カナダ
- 5 クロアチア
- 6 サイプラス
- 7 チェッコ共和国
- 8 欧州共同体
- 9 フィンランド
- 10 ギリシャ

- 11 ハンガリー
- 12 アイルランド
- 13 イタリア
- 14 日本国
- 15 カザフスタン
- 16 ノールウェー
- 17 ポーランド
- 18 ポルトガル
- 19 ルーマニア
- 20 ロシア連邦
- 21 スロヴェニア
- 22 スペイン
- 23 スウェーデン

24

アメリカ合衆国

七 附属書I A 第十条(1)第五段の規定に関する紛争を国際仲裁に付託することを投資家又は締約国

に対して認めない締約国の一覧表(第二十六条(3)(c)及び第二十七条(2))

1 オーストラリア

2 カナダ

3 ハンガリー

4 ノールウェイ

八 附属書P 地方の機関に関する特別な紛争手続(第二十七条(3)(i))

第一部

1 カナダ

2 オーストラリア

第二部

(1) 特別仲裁裁判所が、仲裁判断を行う際に締約国(以下「責任を有する締約国」という。)の地域又は地方の政府又は機関の措置がこの条約の規定に適合しないと認める場合には、責任を有する締約国は、当該措置に関してこの条約の規定の遵守を確保するために利用することができる妥当な措置をとる。

(2) 責任を有する締約国は、仲裁判断が行われた日から三十日以内に、当該措置に関してこの条約の規定の遵守を確保することについての自国の意思を事務局に書面により通報する。事務局は、できる限り速やかに、かつ、その通報の受領の後の憲章会議の会合までに、当該通報を憲章会議に提出する。速やかに遵守を確保することができない場合には、責任を有する締約国は、その確保のための妥当な期間を与えられ

る。 妥当な期間は、双方の紛争当事者が合意したものとする。 合意が得られない場合には、責任を有する締約国は、憲章会議に対し、その承認を得るため妥当な期間を提案する。

(3) 責任を有する締約国が妥当な期間内に当該措置について遵守を確保することができない場合には、当該責任を有する締約国は、紛争当事者である他の締約国（以下「損害を受けた締約国」という。）の要請により、損害を受けた締約国との間で紛争の相互に満足すべき解決となる適当な代償について合意するよう努力する。

(4) 損害を受けた締約国は、自国の要請から二十日以内に満足すべき代償について合意がされなかった場合には、憲章会議の承認を得て、責任を有する締約国に対する自国の義務のうち当該措置によって否定されたものと同等と認めるものを、双方の締約国が紛争の解決について合意を得るまで又は適合しない措置がこの条約に適合したものとなるまでの間停止することができる。

(5) 損害を受けた締約国は、いかなる義務を停止するかを検討するに当たり、次に定める原則及び手続を適用する。

(a) 損害を受けた締約国は、まず、特別仲裁裁判所により違反があると認定されたこの条約の部と同一の

部に関する義務の停止を試みるべきである。

(b) 損害を受けた締約国は、同一の部に関する義務を停止することができず又は効果的でないと認める場合には、この条約のその他の部の義務の停止を試みることができる。損害を受けた締約国は、この(b)の規定により義務を停止するための承認を申請することを決定する場合には、憲章会議に対する承認の申請においてその理由を示すものとする。

(6) 特別仲裁裁判所は、責任を有する締約国の書面による要請（当該要請は、損害を受けた締約国及び仲裁判断を行った特別仲裁裁判所の裁判長に送付される。）により、損害を受けた締約国が停止した義務の程度が過度であるかないか及び過度である場合にはその程度を決定する。当該裁判所が再度構成されない場合には、その決定は、事務局長が指名する一人又は二人以上の仲裁人が行う。この(6)の規定に基づく決定は、特別仲裁裁判所への要請又は事務局長による指名の日の後六十日以内に終了する。義務の停止は、当該決定までの間行つてはならない。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

(7) 損害を受けた締約国は、責任を有する締約国に対する義務を停止するに当たり、この条約に基づく他の締約国の権利に悪影響を及ぼさないようあらゆる努力を払う。

九 附属書G ガット及び関連文書の規定の適用を規律する例外及び規則（第二十九条(2)(a)）

(1) 次の千九百四十七年のガット及び関連文書の規定は、第二十九条(2)(a)の規定に基づいて適用しない。

(a) 関税及び貿易に関する一般協定

第二条 譲許表（及び同協定に附属する譲許表）

第四条 露出済映画フィルムに関する特別規定

第十五条 為替取極

第十八条 経済開発に対する政府の援助

第二十二条 協議

第二十三条 無効化又は侵害

第二十五条 締約国の共同行動

第二十六条 受諾、効力発生及び登録

第二十七条 譲許の停止又は撤回

第二十八条 譲許表の修正

第二十八条之二 関税交渉

第二十九条 この協定とハヴァナ憲章との関係

第三十条 改正

第三十一条 脱退

第三十二条 締約国

第三十三条 加入

第三十五条 特定締約国間における協定の不適用

第三十六条 原則及び目的

第三十七条 約束

第三十八条 共同行動

附属書H 第二十六条の規定に関するもの

附属書I 注釈及び補足規定（前記のガットの規定に関するもの）

開発目的のためのセーフガード措置

通報、協議、紛争解決及び監視に関する了解事項

(b) 関連文書

(i) 貿易の技術的障害に関する協定（任意規格に関する規約）

前文（第一段落、第八段落及び第九段落）

1.3 一般規定

2.6.4 強制規格及び任意規格の中央政府機関による立案、制定及び適用

10.6 強制規格、任意規格及び認証制度に関する情報

第十一条 他の締約国に対する技術援助

第十二条 開発途上国に対する特別のかつ異なる待遇

第十三条 貿易の技術的障害に関する委員会

第十四条 協議及び紛争解決

第十五条 最終規定（15.5及び15.13の規定を除く。）

附属書二 技術専門家部会

附属書三 小委員会

(ii) 政府調達に関する協定

(iii) 関税及び貿易に関する一般協定第六条、第十六条及び第二十三条の解釈及び適用に関する協定（補助金及び相殺措置に関する協定）

第十条 一定の一次産品に対する輸出補助金

第十二条 協議

第十三条 調停、紛争解決及び承認された対抗措置

第十四条 開発途上国

第十六条 補助金及び相殺措置に関する委員会

第十七条 調停

第十八条 紛争解決

第十九条 2 受諾及び加入

第十九条 4 効力発生

第十九条 5 (a) 国内法令

第十九条 6 検討

第十九条 7 改正

第十九条 8 脱退

第十九条 9 特定の署名国の間におけるこの協定の不適用

第十九条 11 事務局

第十九条 12 寄託

第十九条 13 登録

(iv) 関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定（関税評価に関する協定）

第一条 2 (b) (iv) 取引価額

第十一条 1 課税価額の決定

第十四条 附属書の適用（後段）

第十八条 機関（関税評価に関する委員会）

第十九条 協議

第二十条 紛争解決

第二十一条 開発途上国に対する特別のかつ異なる待遇

第二十二条 受諾及び加入

第二十四条 効力発生

第二十五条¹ 国内法令

第二十六条 検討

第二十七条 改正

第二十八条 脱退

第二十九条 事務局

第三十条 寄託

第三十一条 登録

附属書 関税評価に関する技術委員会

附属書 小委員会

関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定の議定書（ 7及び8の規定並びに前文においてこれらの規定に対応する段落を除く。）

(v) 輸入許可手続に関する協定

第一条 4 一般規定（後段）

第二条 2 自動輸入許可（注）

第四条 機関、協議及び紛争解決

第五条 最終規定（2の規定を除く。）

(vi) 関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定（ダンピング防止規約）

第十三条 開発途上国

第十四条 ダンピング防止措置に関する委員会

第十五条 協議、調停及び紛争解決

第十六条 最終規定（1及び3の規定を除く。）

- (vii) 牛肉に関する取極
- (viii) 国際酪農品取極
- (ix) 民間航空機貿易に関する協定
- (x) 国際収支の擁護を目的とした貿易措置に関する宣言
- (c) ガット又は関連文書の他のすべての規定のうち次の事項に関するもの
 - (i) 経済開発に対する政府の援助及び開発途上国に対する待遇。ただし、異なるかつ一層有利な待遇、相互主義及び開発途上国の一層完全な参加に関する千九百七十九年十一月二十八日付けの決定（L/第四九〇三号）1から4までの規定を除く。
 - (ii) 専門家委員会及び他の補助機関の設置又は活動
 - (iii) 署名、加入、効力発生、脱退、寄託及び登録
 - (d) (a)から(c)までに掲げる規定によるすべての協定、取極、決定、了解又は他の共同行動
- (2) 締約国は、この条約の他の規定との関連において実行可能な限り、ガットの締約国でないこの条約の締

約国がとる措置について、「国際収支の擁護を目的とした貿易措置に関する宣言」の規定を適用する。

(3) 第二十九条(2)(a)の規定によって適用される規定に定める通報については、次のとおりとする。

(a) ガット又は関連文書の締約国でないこの条約の締約国は、事務局に対して通報を行う。事務局は、当該通報の写しをすべての締約国に送付する。事務局への通報は、この条約の正文である言語の一で行われる。通報に添付する文書は、当該通報を行う締約国の言語のみで作成することができる。

(b) (a)に定める要件は、この条約の締約国であつて、独自に通報の要件を設けているガット及び関連文書の締約国であるものについては、適用しない。

(4) 核物質の貿易は、欧州エネルギー憲章会議の最終文書に含まれる宣言であつてこの(4)の規定に関するものに定める協定によって規律されることがある。

十 附属書TFU 旧ソヴィエト社会主義共和国連邦の一部を構成していた国の間の貿易協定に関する規定（第二十九条(2)(b)）

(1) 第二十九条(2)(b)に規定する協定は、この条約に署名し又は加入する当該協定のすべての当事国により又は当該当事国に代わって、次に定める時期に事務局に書面により通報される。

(a) これらの当事国の最初の国がこの条約に署名し又は加入書を寄託する日の後三箇月目の日において効力を有する協定については、署名又は寄託の日の後六箇月以内

(b) (a)に規定する三箇月目の日の後の日に効力を生ずる協定については、当該協定が効力を生ずる前の時点であつて、この条約に署名し又は加入した他の国又は地域的な経済統合のための機関（以下「利害関係を有する国」という。）に対し、当該協定が効力を生ずる前に当該協定を検討し並びに当該協定についてその当事国及び憲章会議に申立てを行うための妥当な機会を十分に与えることができるもの

(2) 通報には、次のものを含む。

(a) すべての言語による(1)の協定の原本（署名されたもの）の写し

(b) (1)の協定が適用する特定のエネルギー原料及びエネルギー産品についての説明。この説明は、附属書 E Mに掲げる品目に照らして行う。

(c) (1)の協定の当事国が第二十九条(2)(a)の規定に基づいて適用されるガット及び関連文書の各関係規定を完全に遵守することが実際的でない又は不可能である事情についての説明。この説明は、当該各関係規定について別個に行う。

(d) (c)に規定する事情に対処するために(1)の協定の当事国がとる特定の措置

(e) 適合しない(1)の協定の規定を漸進的に削減し及び最終的に撤廃するための当該協定の当事国の計画についての説明

(3) (1)の規定に従って通報された協定の当事国は、当該協定について協議する妥当な機会を利害関係を有する国に与え、及びこれらの国の申立てに考慮を払う。当該協定は、利害関係を有する国の要請により憲章会議が検討する。憲章会議は、当該協定について勧告を採択することができる。

(4) 憲章会議は、(1)の規定に従って通報された協定の実施並びに第二十九条(2)(a)の規定に基づいて適用されるガット及び関連文書の規定に適合しない当該協定の規定の撤廃に向けての進捗^{ちよく}状況について定期的に検

討する。憲章会議は、利害関係を有する国の要請により、当該協定について勧告を採択することができる。

(5) 第二十九条(2)(b)に規定する協定は、特に緊急を要する場合には、(1)(b)、(2)及び(3)に規定する通報及び協議を行うことなく効力を生ずることができる。もっとも、その後速やかに通報が行われ及び協議のための機会が与えられなければならない。この場合において、当該協定の当事国は、(2)(a)に規定する当該協定の本文については、当該協定が効力を生じた後直ちに通報する。

(6) 第二十九条(2)(b)に規定する協定の当事国であるか又は将来当事国となるこの条約の締約国は、同条(2)(a)の規定に基づいて適用されるガット及び関連文書の規定に適合しない規定を特別の事情に対処するために必要なものに限定し、並びにガット及び関連文書の規定から逸脱する程度が最小となるように当該協定を実施することを約束する。これらの締約国は、利害関係を有する国からの申立て及び憲章会議の勧告に照らし、是正措置をとるためあらゆる努力を払う。

十一 附属書D 貿易に関する紛争解決のための暫定規定（第二十九条(7)）

(1)(a) 締約国は、相互の関係において、第五条又は第二十九条の規定に基づいて貿易に適用される規定の遵守に実質的に影響を及ぼす可能性のある現行の措置に関する紛争について、相互に満足すべき解決を得るため協力及び協議を通じてあらゆる努力を払う。

(b) 締約国は、他の締約国に対し、第五条又は第二十九条の規定に基づいて貿易に適用される規定の遵守に実質的に影響を及ぼす可能性があるると認める当該他の締約国の現行の措置について協議を行うことを書面により要請することができる。協議を要請する締約国は、最大限可能な限り、協議の対象となる措置を明示し、並びに関係があると認めるこれらの規定並びにガット及び関連文書の規定を特定する。この(b)に規定する協議の要請は、事務局に通報される。事務局は、通報を受けた継続中の協議について定期的に締約国に通報する。

(c) 締約国は、書面による要請に含まれ若しくはその回答として受領し又は協議の過程において受領する秘密情報又は所有権の対象となる情報であつて、その旨明示されているものを、当該情報を提供する締

約国が当該情報を取り扱うのと同様に取り扱う。

(d) 締約国が第五条又は第二十九条の規定に基づいて自国と他の締約国との間の貿易に適用される規定の遵守に影響を及ぼすと認める問題についてその解決を求めるに当たり、協議その他の紛争解決に参加している締約国は、その他の締約国の貿易に悪影響を及ぼす解決を回避するようあらゆる努力を払う。

(2)(a) 締約国が、(1)(b)に規定する協議の要請を受領した日から六十日以内に紛争を解決することができない場合又は調停、仲介、仲裁その他の方法による当該紛争の解決について合意することができない場合には、いずれかの締約国は、(b)から(f)までの規定に従い、事務局に対して小委員会の設置を書面により要請することができる。要請を行う締約国は、この要請において、紛争の実質問題を説明するとともに、関係があると認める第五条又は第二十九条の規定並びにガット及び関連文書の規定を明示する。事務局は、要請の写しを速やかにすべての締約国に送付する。

(b) 他の締約国の利害関係は、紛争解決の過程において考慮される。問題について実質的な利害関係を有する他の締約国は、(c)の規定に基づいて小委員会が設置される日までに当該利害関係についての書面による通報を紛争当事者である締約国及び事務局の双方が受領する場合には、小委員会において意見を述

べ及び小委員会に対し意見書を提出する権利を有する。

(c) 小委員会は、(a)の規定により事務局が締約国の書面による要請を受領した後四十五日目の日に設置されたものとみなす。

(d) 小委員会は、(7)に規定する名簿から事務局長が選定する三人の委員で構成する。小委員会の委員は、紛争当事者である締約国が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者である締約国又は(b)の規定に基づいて利害関係を通報した締約国の国民又は市民であつてはならず、また、紛争当事者である地域的な経済統合のための機関の加盟国又は(b)の規定に基づいて利害関係を通報した地域的な経済統合のための機関の加盟国の国民又は市民であつてはならない。

(e) 紛争当事者である締約国は、小委員会の委員の指名につき十執務日以内に応答し、やむを得ない理由がある場合を除くほか、指名に反対してはならない。

(f) 小委員会の委員は、個人の資格で職務を遂行し、いかなる政府又は他の団体からも指示を求め又は受けてはならない。締約国は、これらの原則を尊重し、小委員会の委員の業務の遂行に影響を及ぼさうとしないことを約束する。小委員会の委員は、委員の独立性が確保され並びに小委員会において多様な経

歴及び広範な経験が反映されるように選任される。

(g) 事務局は、すべての締約国に対し、小委員会の設置について速やかに通報する。

(3) (a) 憲章会議は、この附属書に適合する小委員会の手続規則を採択する。手続規則は、ガット及び関連文書における手続規則に可能な限り近いものとする。小委員会は、憲章会議が採択した手続規則及びこの附属書に適合する追加の手続規則を採択する権利を有する。小委員会の手続において、紛争当事者である締約国及び(2)(b)の規定に基づいて利害関係を通報した他の締約国は、小委員会の場で少なくとも一回意見を述べ及び意見書を提出する権利を有する。紛争当事者である締約国は、書面により反論する権利も有する。小委員会は、(2)(b)の規定に基づいて利害関係を通報した他の締約国が小委員会に提出された意見書の開示を要請する場合には、それを作成した締約国の同意を得て、要請を認めることができる。小委員会の手続は、秘密とされる。小委員会は、自己に付託された問題の客観的な評価（特に、紛争の事実関係及び第五条又は第二十九条の規定に基づいて貿易に適用される規定と措置との適合性に関するもの）を行う。小委員会は、その任務を遂行するに当たり、紛争当事者である締約国と協議し、及び当該締約国が相互に満足すべき解決を得るための適当な機会を与える。小委員会は、紛争当事者である締

約国が別段の合意をする場合を除くほか、当該締約国の陳述及び意見書に基づいて決定を行う。小委員会は、ガットの枠組みにおいてガット及び関連文書の規定に与えられた解釈を指針とし、ガットの締約国であるこの条約の締約国がガットの規定を適用している他のガットの締約国に対して適用している慣行であつて、当該他のガットの締約国がガットの下での紛争解決において取り上げていないものと第五条又は第二十九条の規定との適合性について異議を唱えてはならない。

小委員会に関するすべての手続（最終報告の送付を含む。）は、紛争当事者である締約国が別段の合意をする場合を除くほか、小委員会の設置の日から百八十日以内に終了すべきである。もっとも、当該期間内にすべての手続が終了しないことは、最終報告の効力に影響を及ぼすものではない。

(b) 小委員会は、自己の管轄を決定する。この決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。紛争が小委員会の管轄に属しない旨の紛争当事者である締約国の抗弁は、小委員会が審理するものとし、小委員会は、これを先決問題として取り扱うか又は紛争の本案に併合させるかを決定する。

(c) 事務局長は、実質的に同様の紛争に関し二以上の小委員会を設置する要請があるときは、すべての紛争当事者である締約国の合意により単一の小委員会を設置することができる。

- (4) (a) 小委員会は、陳述による反論を検討した後、その報告書案の説明部分（事実の記述及び紛争当事者である締約国が行った陳述の概要を含む。）を紛争当事者である締約国に送付する。当該締約国は、小委員会が定める期間内に、説明部分についての書面による意見の提出のための機会を与えられる。
- 小委員会は、締約国からの意見の受領に係る定められた期日の後、中間報告（説明部分並びに小委員会
が提案する認定及び結論から成る。）を紛争当事者である締約国に送付する。当該締約国は、小委員会
が最終報告を送付する前に中間報告の特定の部分を検討するよう要請することができる。その要請は、
小委員会
が定める期間内に、書面によって行われる。小委員会は、最終報告を送付する前に、その裁量
により、当該要請において提起されている問題を検討するため、紛争当事者である締約国と会合するこ
とができる。
- 最終報告には、説明部分（事実の記述及び紛争当事者である締約国が行った陳述の概要を含む。）、小
委員会の認定及び結論並びに中間報告の検討の段階でその特定の部分について行われた陳述における議
論を含める。最終報告は、小委員会において提起され及び紛争の解決のために必要なすべての実質的な
問題を取り扱うものとし、小委員会の結論の理由を明示する。

小委員会は、最終報告を速やかに事務局及び紛争当事者である締約国に送付する。事務局は、最終報告を、紛争当事者である締約国が添付することを希望する書面による意見とともに、実行可能な最も早い機会にすべての締約国に配布する。

(b) 小委員会は、締約国が導入し又は維持する措置が第五条若しくは第二十九条の規定又は同条の規定に基づいて適用されるガット若しくは関連文書の規定に適合していないと認める場合には、その最終報告において、当該締約国に対し当該措置を変更し若しくは撤廃し又はこれらの規定に適合するように行動するよう勧告することができる。

(c) 小委員会の報告は、憲章会議により採択される。小委員会の報告は、憲章会議にその検討のための十分な時間を与えるため、報告が事務局によりすべての締約国に送付された日の後少なくとも三十日間は憲章会議により採択されてはならない。小委員会の報告に対して異議を有する締約国は、当該報告が憲章会議により採択のために検討される日の少なくとも十日前に、当該異議の理由を説明する書面を事務局に提出し、事務局はこれをすべての締約国に速やかに送付する。紛争当事者である締約国及び(2)(b)の規定に基づいて利害関係を通報した締約国は、憲章会議によるその紛争に関する小委員会の報告の検討

に十分に参加する権利を有するものとし、これらの締約国の見解は、十分に記録される。

- (d) 憲章会議により採択された小委員会の最終報告の裁定及び勧告の速やかな実施は、すべての締約国の利益となるような効果的な紛争解決を確保するために不可欠である。憲章会議により採択された小委員会の最終報告の裁定又は勧告の対象となる締約国は、当該裁定又は勧告の実施に関する自国の意思を憲章会議に通報する。関係締約国は、速やかに実施することができない場合には、その理由を憲章会議に説明し、実施のためにその説明に照らして妥当な期間を与えられる。紛争解決の目的は、適合しない措置の変更又は撤廃である。

- (5) (a) 締約国が憲章会議により採択された小委員会の最終報告の裁定又は勧告を妥当な期間内に実施することができない場合には、それにより損害を受けた紛争当事者である締約国は、実施することができない締約国に対し、相互に受け入れることができる代償について合意するため交渉を開始することを書面により要請することができる。実施することができない締約国は、要請があったときは、速やかに交渉を開始する。

- (b) 実施することができない締約国が交渉を拒否した場合又は交渉の要請が送付された日の後三十日以内

に締約国間で合意に達しなかった場合には、損害を受けた締約国は、実施することができない締約国に対して自国が第五条又は第二十九条の規定に基づいて負う義務を停止することについて、憲章会議に書面により承認を要請することができる。

(c) 憲章会議は、損害を受けた締約国に対し、実施することができない締約国に対して当該損害を受けた締約国が負う義務（第五条若しくは第二十九条の規定又は同条の規定に基づいて適用されるガット若しくは関連文書の規定に基づくもの）のうち、当該損害を受けた締約国がその状況において同等と認めるものの停止を承認することができる。

(d) 義務の停止は、一時的なものとし、第五条又は第二十九条の規定に適合しないと認定された措置が撤廃され又は相互に満足すべき解決が得られるまでの間においてのみ適用される。

(6) (a) 義務の停止の前に、損害を受けた締約国は、実施することができない締約国に対し、自国が提案する停止の性質及び程度を通報する。実施することができない締約国が、損害を受けた締約国が提案した義務の停止の程度に対する書面による異議を事務局長に申し立てた場合には、当該異議は、(b)から(f)までに規定する仲裁に付託される。提案された義務の停止は、仲裁が終了するまで行われぬものとし、仲

裁小委員会の決定は、(e)の規定に基づき、最終的なものとなり、かつ、拘束力を有するものとなる。

- (b) 事務局長は、損害を受けた締約国が提案した義務の停止の程度を検討するため、(2)(d)から(f)までの規定に基づいて仲裁小委員会を設置する。仲裁小委員会は、可能な場合には、(4)(d)の裁定又は勧告を行った小委員会と同一とする。仲裁小委員会の手続規則は、憲章会議において別段の決定が行われな限り、(3)(a)の規定に従って採択される。

- (c) 仲裁小委員会は、損害を受けた締約国が停止することを提案した義務の程度が当該締約国が受けた損害との関係において過度であるかないか及び過度である場合にはその程度を決定する。仲裁小委員会は、停止した義務の性質については、停止した義務の程度に関する決定と区別することができない場合を除くほか、これを検討しない。

- (d) 仲裁小委員会は、その設置の日の後六十日以内又は損害を受けた締約国及び実施することができない締約国が合意したその他の期間内に、損害を受けた締約国、実施することができない締約国及び事務局に対してその決定を書面により送付する。事務局は、実行可能な最も早い機会にかつ決定の受領の後の憲章会議の会合までに、当該決定を憲章会議に提出する。

(e) 仲裁小委員会の決定は、憲章会議への提出の後三十日目の日に最終的かつ拘束力を有するものとなり、それにより認められるあらゆる程度の利益の停止は、憲章会議が三十日の期間の満了前に別段の決定をする場合を除くほか、損害を受けた締約国がその状況において同等と認める方法によって実施することができる。

(f) 損害を受けた締約国は、実施することができない締約国に対する義務の停止において、他の締約国の貿易に悪影響を及ぼさないようあらゆる努力を払う。

(7) 締約国は、二人の個人を指名することができるものとし、ガットの締約国である締約国については、ガットの紛争に関する小委員会のために現在指名されている委員であつてこの附属書に定める小委員会の委員を務める意思及び能力を有する者を指名する。事務局長も、憲章会議の承認を得て、(2)から(4)までの規定に基づいて紛争を解決するために小委員会の委員を務める意思及び能力を有する十人以下の個人を指名することができる。さらに、憲章会議も、同様の目的のために、他の国際機関において紛争解決のための名簿に記載されており、小委員会の委員を務める意思及び能力を有する二十人までの個人を指名することができる。このようにして指名されたすべての個人の氏名は、紛争解決のための名簿に記載される。個

人は、客観性、信頼性及び判断の健全性を基準として厳格な審査の上指名され、かつ、最大限可能な限り、国際貿易及びエネルギーに関する問題についての専門的知識（特に、第二十九条の規定に基づき適用される規定に関連するもの）を有するものとする。指名された者は、この附属書に定める任務の遂行に当たり、締約国と関係を有してはならず、また、その指示を受けてはならない。指名された者の任期は、五年とし、更新することができる。また、指名された者は、後任者が指名されるまで任務を遂行する。この附属書によりいずれか特定の任務を遂行するために選定された指名された者は、任期の満了後も引き続き当該任務を遂行する。指名された者の死亡、辞任又は心身の故障の場合には、当該指名された者を指名した締約国又は事務局長は、当該指名された者の残任期間中在任する他の個人を指名する権利を有する。ただし、事務局長による指名は、憲章会議の承認を得ることを条件とする。

(8) 締約国は、この附属書の規定にかかわらず、紛争を解決するため紛争解決手続の期間中協議を行うよう奨励される。

(9) 憲章会議は、この附属書において事務局及び事務局長に委任される任務を遂行する他の機関又は場を指定することができる。

十二 附属書B 憲章に係る費用を割り当てる方法（第三十七条(3)）

- (1) 締約国が支払う分担金は、最近の利用可能な国際連合の通常予算の分担率に定める分担の割合（国際連合の加盟国でない締約国の理論上の分担金に関する情報により補足する。）を基礎として、毎年事務局が決定する。
- (2) 分担金は、すべての締約国による分担金の割合の合計が百パーセントとなることを確保するため、必要に応じて調整する。

十三 附属書 P A 第四十五条(3)(b)に規定する暫定的適用の義務を受諾しない署名国の一覧表(第四

十五条(3)(c))

- 1 チェッコ共和国
- 2 ドイツ
- 3 ハンガリー
- 4 リトアニア
- 5 ポーランド

十四 附属書T 締約国の経過措置(第三十二条(1))

経過措置をとることができる締約国の一覧表

アルバニア

アルメニア

アゼルバイジャン

ベラルーシ

ブルガリア

クロアチア

チェッコ共和国

エストニア

グルジア

ハンガリー

カザフスタン

キルギス

ラトヴィア

リトアニア

モルドヴァ

ポーランド

ルーマニア

ロシア連邦

スロヴァキア

スロヴェニア

タジキスタン

トルクメニスタン

ウクライナ

ウズベキスタン

経過措置の対象となる規定の一覧表

第六条(2)

第六条(5)

第七条(4)

第九条(1)

第十条(7)

第十四条(1)(d)

第二十条(3)

第二十二条(3)

第六条(2)

「締約国は、その管轄の下において、エネルギー分野における経済活動に関し、単独及び共同の反競争的行為に対処するために必要かつ適当な法令を有し及びこれを実施することを確保する。」

国 アルバニア

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

アルバニアにおいては、競争の保護に関する法律は、存在しない。炭化水素に関する法律（千九百九十三年七月二十八日法律第七千七百四十六号）及び鉱物に関する法律（千九百九十四年二月十七日法律第七千七百九十六号）は、このような規定を有しない。電力についての法律は、準備の段階にない。この法律は、千九百九十六年末までに議会に提出される予定である。アルバニアは、これらの法律の中に反競争的行為に関する規定を設ける意図を有する。

経過措置の終了

千九百九十八年一月一日

国 アルメニア

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

アルメニアにおいては、現在、大部分のエネルギー分野において国家による独占が存在する。競争の保護に関する法律は、存在しない。したがって、競争に関する規則は、まだ実施されていない。エネルギーに関する法律は、存在しない。エネルギーに関する法案は、千九百九十四年に議会に提出される予定である。この法律は、反競争的行為に関する規定を含む予定であり、当該規定は、欧州共同体の競争法と調和のとれたものとなる予定である。

経過措置の終了

千九百九十七年十二月三十一日

国 アゼルバイジャン

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

独占の禁止に関する法令については、作成中である。

経過措置の終了

二千年一月一日

国 ベラルーシ

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

独占の禁止に関する法令については、作成中である。
経過措置の終了

二千年一月一日

国 グルジア

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

グルジアにおいては、独占の排除に関する法律を現在作成中である。そのため、国家は、現在、実際上すべてのエネルギー源及びエネルギー資源を独占しており、エネルギー及び燃料に関する分野における競争の

可能性は、制限されている。

経過措置の終了

千九百九十九年一月一日

国 カザフスタン

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

競争の発展及び独占的行為の制限に関する法律（千九百九十一年六月十一日第六百五十六号）については、制定済みである。ただし、この法律は、一般的なものであり、特に適当な改正を行うこと又は新たな法律を制定することにより法律を更に充実させる必要がある。

経過措置の終了

千九百九十八年一月一日

国 キルギス

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

独占禁止政策に関する法律については、既に制定済みである。ただし、現在国家が厳しく規制しているエネルギー分野にこの法律の規定を適合させるため、経過期間が必要である。

経過措置の終了

二千一年七月一日

国 モルドヴァ

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

千九百九十二年一月二十九日の独占的行為の制限及び競争の発展に関する法律は、競争の発展のための組織上及び法令上の基礎並びに独占的行為を防止し、限定し及び制限するための措置の組織上及び法令上の基礎について定める。この法律は、市場経済の条件を実施することを目的としている。ただし、この法律は、エネルギー分野における反競争的行為に対する具体的な措置を定めたものではなく、また、条約第六条の要件を完全に満たすものでもない。

千九百九十五年に、競争及び経済上の独占を排除する国家計画に関する法案が議会に提出される予定である。同様に千九百九十五年に議会に提出される予定であるエネルギーに関する法案は、エネルギー分野における独占の排除及び競争の発展に関する問題を対象とする。

経過措置の終了

千九百九十八年一月一日

国 ルーマニア

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

ルーマニアにおいては、競争に関する規則は、まだ実施されていない。競争の保護に関する法案については、議会に提出済みであり、千九百九十四年中に採択される予定である。

この法案は、反競争的行為に関する規定を有する。この規定は、欧州共同体の競争法と調和のとれたものである。

経過措置の終了

千九百九十六年十二月三十一日

国 ロシア連邦

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

連邦

説明

ロシア連邦においては、独占の禁止に関する法令の包括的な枠組みは、作成済みであるが、独占的行為及び不公正な競争を防止し、制限し又は抑えるための法令上及び組織上の他の措置を、特にエネルギー分野において採択する必要がある。

経過措置の終了

二千一年七月一日

国 スロヴェニア

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

千九百九十三年に制定され、官報第十八／九十三号で公表された競争の保護に関する法律は、反競争的行為を一般的に取り扱う。この法律は、競争当局を設置する条件についても定める。現在の主要な競争当局は、経済関係開発省競争保護局である。エネルギー分野の重要性にかんがみ、この点に関する別個の法律が見込まれるため、完全な履行には、時間が必要である。

経過措置の終了

千九百九十八年一月一日

国 タジキスタン

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

タジキスタンは、千九百九十三年に独占の排除及び競争に関する法律を可決したが、この法律の実施は、タジキスタンの困難な経済状況により、一時的に停止されている。
経過措置の終了

千九百九十七年十二月三十一日

国 トルクメニスタン

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

独占的行為制限委員会が、千九百九十三年十月二十一日のトルクメニスタン大統領決定第千五百三十二号に基づいて設置され、現在活動を行っている。その任務は、企業その他の主体を独占的な行為及び慣行から保護すること並びに競争及び起業家精神の発展に基づく市場原理の形成を促進することである。

エネルギー分野における経済活動に関する企業の反競争的行為を規制する法令及び規則の更なる作成が必要である。

経過措置の終了

二千一年七月一日

国 ウズベキスタン

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

ウズベキスタンにおいては、独占的行為の規制に関する法律が制定され、千九百九十二年七月から効力を有しているが、この法律は、第一条3の規定により、エネルギー分野の企業活動については、適用されない。

経過措置の終了

二千一年七月一日

第六条(5)

「締約国は、他の締約国の地域において行われた特定の反競争的行為がこの条に定める目的に係する重要な利益に悪影響を及ぼしていると認める場合には、その旨を当該他の締約国に通報することができるものとし、また、当該他の締約国の競争当局が適当な執行措置をとるよう要請することができる。通報を行う締約国は、通報を受けた締約国が当該通報の対象である反競争的行為を識別するための十分な情報並びに自国が提供することができる追加の情報及び協力についての申出を当該通報に含める。通報を受けた締約国又は場合に応じ関係する競争当局は、通報を行った締約国の競争当局と協議することができるものとし、また、当該通報において反競争的行為であると申し立てられた行為について執行措置をとるか否かを決定す

るに当たり、当該通報を行った締約国の要請に十分な考慮を払う。通報を受けた締約国は、自国の又は関係する競争当局の決定を通報を行った締約国に通報するものとし、また、希望する場合には、当該通報を行った締約国に当該決定の根拠を通報することができる。通報を受けた締約国は、執行措置をとる場合には、通報を行った締約国に対し、当該措置の結果を通報し、及び可能な範囲内でその重要な進展についての中間報告を行う。」

国 アルバニア

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

アルバニアにおいては、競争に関する規則を実施するための設置された機関は、存在しない。このような機関は、千九百九十六年に確定する予定の競争の保護に関する法律で定める。

経過措置の終了

千九百九十九年一月一日

国 アルメニア

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

アルメニアにおいては、第六条(5)の規定を実施する機関は、設置されていない。

エネルギー及び競争の保護に関する法律は、このような機関を設置する規定を含む予定である。

経過措置の終了

千九百九十七年十二月三十一日

国 アゼルバイジャン

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

独占の禁止に関する当局は、独占の禁止に関する法令の制定の後に設置される。
経過措置の終了

二千年一月一日

国 ベラルーシ

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

独占の禁止に関する当局は、独占の禁止に関する法令の制定の後に設置される。

経過措置の終了

二千年一月一日

国 グルジア

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

グルジアにおいては、独占の排除に関する法律を現在作成中である。そのため、競争当局は、まだ存在しない。

経過措置の終了

千九百九十九年一月一日

国 カザフスタン

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

カザフスタンにおいては、独占の禁止に関する委員会が設置されている。ただし、その活動は、反競争的行為に関する苦情を処理する効果的な制度を設けるため、法令上及び組織上の見地から、改善が必要である。

経過措置の終了

千九百九十八年一月一日

国 キルギス

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

キルギスにおいては、反競争的行為を規制し及び関係法令を管理する制度は、存在しない。したがって、関係する独占の禁止に関する当局を設置する必要がある。

経過措置の終了

二千一年七月一日

国 モルドヴァ

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

モルドヴァにおいては、経済省が競争行為の監督について責任を有する。行政規則の違反に関する法律については、独占企業が競争に関する規則に違反した場合の罰則を設けることを目的とした改正が行われた。

現在作成中である競争に関する法案は、競争に関する規則の実施についての規定を有する予定である。

経過措置の終了

千九百九十八年一月一日

国 ルーマニア

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

ルーマニアにおいては、第六条(5)の規定を実施する機関は、設置されていない。

競争に関する規則の実施を任務とする機関は、千九百九十四年中に採択される予定の競争の保護に関する法案で定める。

この法案は、また、その公表の日から起算して九箇月の期間を実施のための期間として定めている。

ルーマニアは、ルーマニアと欧州共同体との間の提携を確立する欧州協定に基づき、競争に関する規則を実施するため五年の期間を与えられている。

経過措置の終了

千九百九十八年一月一日

国 タジキスタン

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

タジキスタンは、独占の排除及び競争に関する法律を制定している。ただし、競争に関する規則を実施する機関は、整備中である。

経過措置の終了

千九百九十七年十二月三十一日

国 ウズベキスタン

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

ウズベキスタンにおいては、独占的行為の規制に関する法律が制定され、千九百九十二年七月から効力を有しているが、この法律は、第一条3の規定により、エネルギー分野の企業活動については、適用されな

い。

経過措置の終了

二千一年七月一日

第七条(4)

「エネルギー原料及びエネルギー産品をエネルギー輸送設備によって商業的条件で通過させることができない場合には、締約国は、(1)の規定に適合する関係法令に別段の定めがあるときを除くほか、新たな設備の設置について障害を設けてはならない。」

国 アゼルバイジャン

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

エネルギーに関する一連の法律（通過を規制する許可手続を含む。）を制定する必要がある。経過期間中に、技術水準を世界的な要請まで引き上げ及び市場経済の条件に適合させる目的をもって、送電線及び発電設備の建設及び近代化を行う。

経過措置の終了

千九百九十九年十二月三十一日

国 ベラルーシ

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

エネルギー、土地その他の対象に関する法律は、現在作成中である。この法律が最終的に制定されるまでは、ベラルーシの領域内においては、エネルギーの新たな輸送設備を設置する条件に関して不確実性が残る

ている。

経過措置の終了

千九百九十八年十二月三十一日

国 ブルガリア

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

ブルガリアにおいては、エネルギー原料及びエネルギー製品の通過を規制する法律は、存在しない。エネルギー分野において、全面的な再編成（制度上の枠組み、法令及び規則の作成を含む。）が現在行われている。

経過措置の終了

エネルギー原料及びエネルギー製品の通過に関する法令を第七条(4)の規定に完全に適合させるためには七
年間の経過期間が必要である。

二千一年七月一日

国　　グルジア

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

この件に関する一連の法律を作成する必要がある。現在、グルジアにおいては、種々のエネルギー資源
(電力、天然ガス、石油製品及び石炭)の輸送及び通過に関する条件は、実質的に大きく異なっている。
経過措置の終了

千九百九十九年一月一日

国 ハンガリー

分野

電気事業

政府のレベル

国家

説明

現行の法令に基づき、高圧送電線の設置及び運営は、国家が独占的に行っている。

高圧送電線の設置、運営及び所有に関する新たな法令上及び規制上の枠組みの創設について準備を行っている。

産業貿易省は、既に電力に関する新たな法律の制定に向けて努力している。この法律は、民法及び特許に関する法律にも影響を及ぼす。第七条(4)の規定の遵守は、電力に関する新たな法律及びそれに関連する命令が効力を生じた後に、達成される。

経過措置の終了

千九百九十六年十二月三十一日

国 ポーランド

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

ポーランドのエネルギーに関する法律は、調整の最終段階にあり、自由市場諸国により適用されている法的規制（エネルギー運搬設備による生産、移動、分配及び貿易の許可）と同様の法的規制を新たに創設することを定めている。この法律が議会によって制定されるまで、第七条(4)の規定に基づく義務の一時停止が必要である。

経過措置の終了

千九百九十五年十二月三十一日

第九条(1)

「締約国は、エネルギー原料及びエネルギー製品の貿易のために資金供与を行うための資本の交流を促進するに当たり、また、他の締約国（特に、移行経済締約国）の地域においてエネルギー分野における経済活動について投資を行い及び当該経済活動における投資財産に関して支援を行うため、資本市場が開放されていることが重要であることを認める。したがって、締約国は、他の締約国の会社又は国民に対し、エネルギー原料及びエネルギー製品の貿易のための資金供与並びに当該他の締約国の地域におけるエネルギー分野における経済活動に関する投資財産のため、同様の状況にある自国の会社若しくは国民又は他の締約国若しくは第三国の会社若しくは国民に与える条件のうち最も有利なものよりも不利でない条件で自国の資本市場を利用する機会を与えることを促進するよう努力する。」

国 アゼルバイジャン

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

関係法令は、作成中である。

経過措置の終了

二千年一月一日

国 ベラルーシ

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

関係法令は、作成中である。

経過措置の終了

二千年一月一日

国 グルジア

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

関係法令は、作成中である。

経過措置の終了

千九百九十七年一月一日

国 カザフスタン

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

外国投資に関する法案は、千九百九十四年秋の議会において採択するための承認の段階にある。
経過措置の終了

二千一年七月一日

国 キルギス

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

関係法令は、現在作成中である。

経過措置の終了

二千一年七月一日

第十条(7) 特定の措置

「締約国は、自国の地域における他の締約国の投資家の投資財産及び当該投資財産に関連する活動（特に、当該投資財産の経営、維持、使用、享受又は処分）に対し、当該締約国が自国の投資家又は他の締約国若しくは第三国の投資家の投資財産及び当該投資財産に関連する活動（特に、当該投資財産の経営、維持、使用、享受又は処分）に対して与える待遇のうち最も有利なものよりも不利でないものを与える。」

国 ブルガリア

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

外国人は、土地の所有権を取得することができない。外国人が五十パーセントを超える持分を有する会社は、農地の所有権を取得することができない。

外国人（外国法人を含む。）は、法律に基づく相続による場合を除くほか、土地の所有権を取得することができない。この場合には、外国人は、土地を譲渡しなければならない。

外国人は、建物の所有権を取得することができる。ただし、土地の所有権は含まれない。

外国人又は外国人が支配する会社は、次の活動を行う前に許可証を取得しなければならない。許可証は、閣僚会議又は閣僚会議から権限を与えられた団体が発給する。

領海、大陸棚又は排他的経済水域の天然資源の探査、開発及び採掘

閣僚会議が指定した地理的地域における不動産の取得

経過措置の終了

二千一年七月一日

第十四条(1)(d)

「締約国は、自国の地域における他の締約国の投資家の投資財産に関し、当該投資財産の自国の地域外又

は地域内への移転の自由を保証する。その移転には、次のものの移転を含む。

当該投資財産に関連して国外で雇用した職員の所得その他の報酬であって使用されていないもの」

国 ブルガリア

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

ブルガリアにおいては、外国人が五十パーセントを超える持分を有する会社、単独の貿易業者として登録されている外国人又は外国の会社の支店若しくは代表事務所により雇用される外国人であって、ブルガリア・レヴで給与を受け取っている者は、社会保障に係る給付を含めたその給与の七十パーセントを超えない範囲で外国通貨を購入することができる。

経過措置の終了

二千一年七月一日

国 ハンガリー

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

ハンガリーにおける外国人による投資に関する法律第三十三条の規定に基づき、外国人の最高経営者、取締役、監査役及び被雇用者は、雇用されている会社から支払われた税引き後の所得の五十パーセントを上限として、自己の収入をその会社の銀行を通じて送金することができる。

経過措置の終了

この特定の制限は、ハンガリー・フォリントを完全に交換可能とすることを最終的な目標とする外国為替の自由化に関する計画の実施においてハンガリーが達成し得る進展に応じて終了する。この制限は、外国人

投資家に対する障害とはならない。経過措置の終了は、条約第三十二条の規定による。

二千一年七月一日

第二十条(3)

「締約国は、(1)及び(2)に規定する法令並びに司法上及び行政上の決定に関する情報提供を要請することができる一又は二以上の照会所を指定し、その指定について速やかに事務局に通報する。事務局は、当該指定に関する情報を要請に応じて提供する。」

国 アルメニア

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

アルメニアにおいては、関係法令に関する情報を要請することができる公的な照会所は、まだ存在しな

い。情報センターも存在しない。千九百九十四年から千九百九十五年までの間にこのようなセンターを設置する計画は、存在する。技術援助が必要である。

経過措置の終了

千九百九十六年十二月三十一日

国 アゼルバイジャン

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

アゼルバイジャンにおいては、関係法令に関する情報を要請することができる公的な照会所は、現在まで存在しない。このような情報は、現在各種の機関に存在する。

経過措置の終了

千九百九十七年十二月三十一日

国 ベラルーシ

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

ベラルーシにおいては、法令並びに司法上及び行政上の決定に関する情報を提供することができる公的な照会所は、まだ存在しない。司法上及び行政上の決定については、これらを公表する慣行は、存在しない。経過措置の終了

千九百九十八年十二月三十一日

国 カザフスタン

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

照会所を設けるための手続は、開始された。司法上及び行政上の決定については、これらは法源とはみなされないため、カザフスタンにおいては公表されない。ただし、最高裁判所が行ったいくつかの決定については、この限りでない。現行の慣行を変更するためには、長期の経過期間が必要である。

経過措置の終了

二千一年七月一日

国 モルドヴァ

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

照会所を設けることが必要である。

経過措置の終了

千九百九十五年十二月三十一日

国 ロシア連邦

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

連邦及び連邦を構成する共和国

説明

ロシア連邦においては、関係法令に関する情報を要請することができる公的な照会所は、現在存在しない。司法上及び行政上の決定は、法源とはみなされない。

経過措置の終了

二千年十二月三十一日

国 スロヴェニア

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

スロヴェニアにおいては、関係法令に関する情報を要請することができる公的な照会所は、まだ存在しない。現在このような情報は、各省において入手することができる。作成中の外国投資に関する法律は、このような照会所を設けることを予定している。

経過措置の終了

千九百九十八年一月一日

国 タジキスタン

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

タジキスタンにおいては、関係法令に関する情報を要請することができる照会所は、まだ存在しない。これは、単に資金上の問題である。

経過措置の終了

千九百九十七年十二月三十一日

国 ウクライナ

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

法律についての透明性を国際慣行の水準まで改善することが必要である。ウクライナは、法令、司法上及び行政上の決定並びに一般に適用する基準に関する情報を提供する照会所を設けなければならない。
経過措置の終了

千九百九十八年一月一日

第二十二条(3)

「締約国は、団体を設立し又は維持し、及び当該団体に規制上、行政上その他の政府の権限を委任する場合には、当該団体が当該権限をこの条約に定める締約国の義務に適合する方法で行使することを確保する。」

国 チェッコ共和国

分野

ウラン及び原子力産業

政府のレベル

国家

説明

国家備蓄庁が貯蔵しているウラン鉱石の備蓄を減少させるため、ウラン鉱及びウラン精鉱（チェッコ共和
国以外の国を原産とするウランを含むウラン燃料束を含む。）の輸入は、許可されない。
経過措置の終了

二千一年七月一日

エネルギー憲章に関する条約に係る決定

欧州エネルギー憲章会議は、次の決定を採択した。

1 この条約全体に関し、

千九百二十年二月九日のスピッツベルゲンに関する条約（スヴァルバルド条約）とエネルギー憲章に関する条約とが抵触する場合には、スヴァルバルド条約に関するこの条約の締約国の立場を害することなく、抵触する限りにおいて、スピッツベルゲンに関する条約が優先する。このような抵触が生ずる場合又はこのような抵触の有無若しくは範囲に関する紛争が生ずる場合には、エネルギー憲章に関する条約第十条及び第五部の規定は、適用しない。

2 第十条(7)の規定に関し、

ロシア連邦は、外国人が持分を有する会社に対し、連邦が所有する財産の賃借に当たり法律に定められた承認を得ることを要求することができる。もっとも、ロシア連邦は、他の締約国の投資家の投資財産の間において差別しないような方法でこの手続を適用することを例外なく確保する。

3 第十四条の規定に関し（注）、

注 この決定は、この決定を自国について援用する意図を有する締約国であって欧州共同体及びその構成国との間の連携及び協力に関する協定（この条約を優先するために同協定を適用しない旨の規定を含むもの）を締結したものが、自国と欧州共同体及びその構成国との間でこの決定に関して第十六条の規定が適用されるとの法的効果を有する了解に関する書簡を交換するとの理解の下に、起草された。書簡の交換については、署名までに十分な時間的余裕をもつて完了する。

(1) 第十四条(1)の「移転の自由」は、締約国（以下「制限する締約国」という。）が、自国の投資家による資本の移動に対して制限を課することを妨げるものではない。ただし、次のことを条件とする。

(a) この制限が、他の締約国の投資家が同条(1)の規定に基づいて自己の投資財産について与えられる権利を害するものではないこと。

(b) この制限が、經常取引に影響を及ぼすものではないこと。

(c) 締約国が、自国の地域における他のすべての締約国の投資家の投資財産に対し、自国が他の締約国又は第三国の投資家の投資財産に与える待遇であって最も有利なものよりも不利でない待遇を移転に

関して与えることを確保すること。

(2) この決定については、この条約の効力発生の日の五年後に憲章会議が検討する。ただし、第三十二条

(3)に規定する日より遅い日であつてはならない。

(3) いかなる締約国も、旧ソヴィエト社会主義共和国連邦の一部を構成していた国であり、かつ、千九百九十五年七月一日までにこの決定に基づいて制限を課する資格を有することを選択する旨暫定事務局に書面により通報する場合を除くほか、この制限を行う資格を有しない。

(4) この決定は、第十六条の規定に関し、同条の規定に基づく締約国、当該締約国の投資家及び当該投資家の投資財産に係る権利を害し並びに締約国の義務を免れさせるものではないことが確認される。

(5) この決定の適用上、「経常取引」とは、物品、サービス又は人の移動に係る経常的支払であつて通常国際慣行に従つて行われるものをいい、制限する締約国の関係法令の適用を回避するための支払の繰延べ、前払等、実質的に経常的支払と資本取引との組合せを成す取引は含まれない。

4 第十四条(2)の規定に関し、

ルーマニアは、同条に規定する要件及び自国の国際的な義務に影響を及ぼすことなく、自国の通貨が完

全に交換可能となるまでの間において、投資財産に係る収益を移転する際の手続の効率を改善するために適当な措置をとるよう努力するものとし、また、いかなる場合においても、その移転が、制限を課されず、かつ、六箇月を超えて遅延することなく自由交換可能通貨によって行われることを保証する。ルーマニアは、自国の地域における他のすべての締約国の投資家の投資財産に対し、自国が他の締約国又は第三国の投資家の投資財産に与える待遇であつて最も有利なものよりも不利でない待遇を移転に関して与えることを確保する。

5 第二十四条(a)及び第二十五条の規定に関し、

この条約の締約国であつてEIAの締約国又は自由貿易地域若しくは関税同盟の構成国でないものの投資家（第一条(7)(a)(ii)に規定するもの）の投資財産は、当該EIA又は当該自由貿易地域若しくは関税同盟の下で与えられる待遇を受ける権利を有する。ただし、当該投資財産が次の条件を満たす場合に限る。

(a) 登録された事務所、経営本部又は主たる営業所を当該EIAの締約国又は当該自由貿易地域若しくは関税同盟の構成国の地域内に有すること。

(b) (a)の地域内に登録された事務所のみを有する場合には、当該EIAの一の締約国又は当該自由貿易地

域若しくは関税同盟の一の構成国の経済との間で有効かつ継続的になつながらりを持つこと。